

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱

〔農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知〕
平成30年 3 月 30日 29林政政第893号

最終改正：令和4年3月28日付け3林政政第547号

（通則）

- 第1 カarbonニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するために都道府県、市町村（以下「地方公共団体」という。）及び民間団体等が行う事業に対する、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（事業の趣旨）

- 第2 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用を推進するとともに、森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。このため、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とCarbonニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組に対して支援を行う。

（対策の内容）

- 第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体及び民間団体等（以下「補助事業者等」という。）が行う別表1に掲げる事業（以下「補助事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金等交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費等」という。）について、予算の範囲内で補助金等を交付する。

- 2 本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。

（1）林業・木材産業成長産業化促進対策

- ① 持続的林業確立対策
- ② 木材産業等競争力強化対策
- ③ 林業成長産業化地域創出モデル事業

（2）林業イノベーション推進総合対策

- ① 森林資源デジタル管理推進対策
- ② スマート林業実践対策
- ③ 先進的造林技術推進事業
- ④ 林業への異分野の技術等の導入促進事業
- ⑤ 早生樹等優良種苗生産推進対策
- ⑥ 戦略的技術開発・実証事業

（3）木材の安定供給・利用拡大対策

- ① 建築用木材供給・利用強化対策
- ア 都市の木材利用促進総合対策事業

- イ C L T・L V L等の建築物への利用環境整備事業
 - ウ 建築用木材供給強化促進事業
 - ② 木材需要の創出・輸出力強化対策
 - ア 非住宅建築物等木材利用促進事業
 - イ 「地域内エコシステム」推進事業
 - ウ 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
 - エ 「クリーンウッド」普及促進事業
 - オ 広葉樹を活用した成長産業化支援対策
 - (4) 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
 - ① 経営モデル実証事業
 - ② 「新しい林業」経営支援事業
 - ア 森林プランナー育成対策
 - イ I C T技術活用促進事業
 - ウ 林業労働安全強化対策
 - (5) カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
 - ① 国民参加の植樹等の推進
 - ア 国民参加による植樹等の推進対策
 - イ 全国規模の緑化運動の促進
 - ウ 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業
 - ② 「木づかい運動」の促進
 - ア 優れた地域材製品等の顕彰事業
 - イ 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開
 - ウ 林福連携で行う優れた地域材製品開発等
 - (6) 林業・木材産業金融対策
 - ① 林業施設整備等利子助成事業
 - ② 林業信用保証事業
 - ア 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業
 - イ 保証活用支援事業
 - (ア) 災害復旧支援タイプ
 - (イ) 木材安定供給支援タイプ
 - (ウ) 事業承継・創業等支援タイプ
 - (エ) 事業再建支援タイプ
 - ウ 木材産業等高度化推進資金事業
 - エ 経営改善発達支援事業
- 3 前項に掲げる対策の実施につき必要な事項は次に定めるとおりとする。また、補助対象経費等の区分、事業実施主体及び補助率等は、別表1に定めるところによる。
- (1) 林業・木材産業成長産業化促進対策：別記1
 - (2) 林業イノベーション推進総合対策：別記2
 - (3) 木材の安定供給・利用拡大対策：別記3
 - (4) 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策：別記4
 - (5) カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策：別記5
 - (6) 林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）：別記6
 - (7) 林業・木材産業金融対策（林業信用保証事業）：林業信用保証事業交付金実施要綱（平成15年10月6日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知）
- 4 前項に定めるもののほか、別記1の第1の災害等緊急に対応するための事業に要する交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、林野庁長官が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

- 第4 別表1の区分の欄に掲げるⅠからⅥまでの事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。また、Ⅰの1及び2の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金等の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下「大臣等」という。）に提出しなければならない。
- 2 補助金等の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第7 大臣等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金等を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者等に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1月とする。

(申請の取下げ)

- 第8 補助事業者等は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第9 民間団体等は、補助事業等の一部を第三者に委託する場合は、大臣等にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 民間団体等は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 民間団体等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第10 補助事業者等は、第7第1項の規定による交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第11 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費等の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額等の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額等の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる。
- 3 大臣等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げるもの以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第13 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第14 補助事業者等は、別表1に掲げる事業遂行状況報告書作成時点において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、別表1に掲げる事業遂行状況報告書提出期限までに大臣等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者等が補助事業等について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を大臣等に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項による報告のほか、大臣等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第15 補助事業者等は、補助金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官林野庁長官（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長）に提出しなければならない。

ただし、施設整備事業について第4・四半期に概算払を受けようとする場合には、林野庁長官が別に定めるところによること。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者等は、概算払により間接補助事業等に係る補助金等の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金等の額を遅滞なく間接補助事業者等に交付しなければならない。

（実績報告）

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者等は補助事業等が完了したとき（第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日、別表1の区分の欄に掲げるⅣの2の（1）の事業にあっては、交付規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、翌年度の6月30日）までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

- 2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

- 3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

（補助金等の額の確定等）

第17 大臣等は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

- 2 大臣等は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱）

第18 大臣等は、日本国外における補助事業等の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金等を交付

する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者等に対して検討を求めることができる。

- 2 補助事業者等は、補助事業等完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第16第1項による実績報告書において、補助金額等から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者等は、補助事業等完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第16第3項に準じて大臣等に報告するとともに、大臣等の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

- 第19 補助事業者等は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金等に代わる収入があったこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第20 大臣等は、第11第1項第3号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者等が、補助金等を補助事業等以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者等が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者等が、間接補助事業等の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者等が、間接補助金等を間接補助事業等以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第21 補助事業者等は、補助対象経費等（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金等交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収

入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第22 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、
- 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
 - 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
 - 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 4 補助事業者等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第5第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第7第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助金等交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと
 - 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第23 補助事業者等は、補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告し、その指示を受けなければならない。

(収益納付)

- 第24 補助事業者等は、補助事業等の完了の日の属する決算期の最初の日から起算して5年が経過する日までに、補助事業等により商品化された製品の販売等によって相当の収益を生じたときは、林野庁長官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があつた場合、その他補助事業者等に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと大臣等が認定したときは、林野庁長官が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(補助金等の経理)

- 第25 補助事業者等は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金等の用途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び

調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金等調書)

第26 地方公共団体は、当該補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金等調書を作成しておかなければならない。

(交付決定額の下限)

第27 民間団体等が行う補助事業の交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、林野庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りではない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第28 補助事業者等は、間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、(5)に規定する誓約書の提出を確認した上で、本要綱の規定に準ずる条件並びに次の(1)～(4)に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者等の承認を受けないで、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者等による間接補助金等の交付の決定をもって補助事業者等の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による補助事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者等に納付させることがあること。
- (4) 補助金等により財産を取得した間接補助事業者等は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- (5) 市町村以外の間接補助事業者等は、補助金等の申請に当たり、(4)を約した「誓約書」(別記様式第11号)を添付しなければならない。

2 補助事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者等に補助金等を交付するときは、間接補助事業者等に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者等は、間接補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業等の運営

上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 間接補助事業者等は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者等が民間団体である場合であって、地方公共団体である間接補助事業者等に補助金を交付するときは、間接補助事業者等に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金等調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
- 4 補助事業者等は、間接補助事業者等が間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 補助事業者等は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第7による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣等の承認を受けたものとする。
- 6 補助事業者等は、第1項第3号により間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は、当該取得財産等については、適用しない。
- 8 補助事業者等は、間接補助事業等に関して、間接補助事業者等から補助金等の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金等の国庫補助金等相当額を国に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第29 補助事業者等は、第5第1項の規定による交付の申請、第8の規定による申請の取下げ、第11第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13の規定による事業遅延の報告、第14の規定による状況報告、第15の規定による概算払請求、第16第1項の規定による実績報告、第16第3項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第22第4項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省又は経済産業省が提供する補助金申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者等は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 大臣等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者等に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
 - 4 補助事業者等が第1項の規定によりシステムを利用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定める利用規約に従わなければならない。

(その他)

第30 本対策の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本要綱の施行前に次に掲げる交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行う事とされている報告等については、なお従前の例による。
 - (1) 次世代林業基盤づくり交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25林政政第174号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 森林整備地域活動支援交付金交付要綱（平成27年4月9日付け26林整森第227号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22林政経第224号農林水産事務次官依命通知）
 - (4) 林業施設整備等利子助成事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22林政企第65号農林水産事務次官依命通知）

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和元年5月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
- 3 優良種苗低コスト生産推進事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27林整整第768号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。ただし、この通知の施行前に同要綱に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年３月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例による。

(別記 1)

林業・木材産業成長産業化促進対策

第 1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表 1 のとおりとする。

また、林野庁長官が別に定めるところにより、地域提案事業（林野庁長官が別に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業）及び災害等緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。

1 持続的林業確立対策

間伐材生産、資源を高度利用するための施業、路網整備、高性能林業機械の導入等への支援

2 木材産業等競争力強化対策

1 と連携した木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備への支援

3 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の森林資源を循環利用することで、地元利益が還元され、その活性化に結び付くモデル的な取組に対する支援

第 2 事業構想、地域構想及び事業計画の作成等

1 事業構想、地域構想及び事業計画の作成

都道府県知事は、第 1 の 1 及び 2 の事業の達成状況を明らかにするため、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定めた上で、林野庁長官が別に定めるところにより、成長産業化事業構想（以下「事業構想」という。）及び事業計画を作成し、林野庁長官（沖縄県知事にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に、その承認を申請するものとする。

また、第 1 の 3 の事業については、都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、林野庁長官が別に定めるところにより、林業成長産業化地域構想（以下「地域構想」という。）を作成の上、林野庁長官に提出するものとし、林野庁長官により林業成長産業化地域として選定を受けた場合には、都道府県知事は、事業の達成状況を明らかにするため、指標を定めた上で、事業計画を作成し、林野庁長官等に、その承認を申請するものとする。

都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととする。

2 事業構想、地域構想及び事業計画の承認

林野庁長官等は、1 により申請された事業構想、地域構想及び事業計画（以下「事業構想等」という。）について、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

また、地域提案事業については、その内容等が事業構想等で定めた目標の達成に真に必要な事業であるか審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

3 事業構想等の承認の通知

林野庁長官等は、事業構想等を承認したときは、その旨を都道府県知事等に通知するものとする。

また、内閣府沖縄総合事務局長は、承認した事業構想等の写しを速やかに林野庁長官に

送付するものとする。

4 事業構想等の変更

- (1) 都道府県知事等は、必要に応じて事業構想等の変更を行うことができるものとし、変更後の事業構想等を林野庁長官等に報告するものとする。ただし、別途林野庁長官が定める重要な変更については、1 から 3 までの規定を準用するものとする。
- (2) 地域提案事業に関する変更については、林野庁長官等に対し事前に報告をするものとする。
- (3) 林野庁長官等は、(1) 及び (2) の報告等を受けた場合には、必要に応じ都道府県知事等に対し意見を述べるができるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、都道府県知事に対して林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

都道府県知事は、第1の事業ごとに交付された交付金を、林野庁長官等から承認を受けた事業計画に計上されている範囲内において、自らの裁量により、事業計画に定める異なるメニュー及び事業実施主体の間で配分することができる。

なお、交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とし、交付の対象となる経費の範囲は、林野庁長官が別に定めるところによる。

第4 達成状況の報告

都道府県知事等は、林野庁長官が別に定めるところにより、事業構想等に定める指標の達成状況を林野庁長官等に報告するものとする。

第5 事業評価

交付金により実施する事業に係る事前評価及び事後評価については、林野庁長官が別に定めるところにより、実施するものとする。

第6 改善措置等

- 1 都道府県知事等は、事業構想等における森林整備・林業等振興整備交付金の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、林野庁長官が別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとする。
- 2 林野庁長官等は、1の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第7 交付金の適正な執行の確保等

- 1 都道府県知事は、事業の円滑な実施及び交付金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対して総括的な指導監督を行うとともに、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下、必要な指導を行うものとする。
- 2 国は、都道府県知事に対し、事業の実施及び交付金の執行に関する資料の提出を求めることができるものとし、必要に応じて、助言及び指導、調査等を行うものとする。

(別記 2)

林業イノベーション推進総合対策

第 1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表 1 のとおりとする。

- 1 森林資源デジタル管理推進対策
- 2 スマート林業実践対策
- 3 先進的造林技術推進事業
 - (1) 低コスト造林モデル普及促進事業
 - ア 地域の実状に応じた実証的造林
 - イ 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証
- 4 林業への異分野の技術等の導入促進事業
- 5 早生樹等優良種苗生産推進対策
 - (1) 指定採取源の拡大
 - (2) 早生樹母樹林の保全・整備
 - (3) エリートツリー等の原種増産技術の開発
 - (4) 採種園等の造成・改良等
 - (5) 採種園等の造成・改良等モデル的な取組
 - (6) 山取り採穂の推進
 - (7) 苗木生産技術の向上等
- 6 戦略的技術開発・実証事業
 - (1) 機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証
 - (2) 新素材の開発・実証
 - (3) 先進的林業機械の実証

第 2 事業計画等

- 1 事業計画の作成及び承認等

第 1 に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第 1 号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、1 に準じて行うものとする。
- 3 1 及び 2 の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第 3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第 4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。ただし、第 1 の 3 の (1) のア及びイの事業については、事業実施主体を都道府県知事と読み替えるものとする。

(別記3)

木材の安定供給・利用拡大対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。

1 建築用木材供給・利用強化対策

- (1) 都市の木材利用促進総合対策事業
- (2) CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
- (3) 建築用木材供給強化促進事業

2 木材需要の創出・輸出力強化対策

- (1) 非住宅建築物等木材利用促進事業
- (2) 「地域内エコシステム」推進事業
- (3) 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
- (4) 「クリーンウッド」普及促進事業
- (5) 広葉樹を活用した成長産業化支援対策

第2 事業計画等

1 事業計画の作成及び承認等

第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。

3 1及び2の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。

(別記 4)

「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

第 1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表 1 のとおりとする。

- 1 経営モデル実証事業
- 2 「新しい林業」経営支援事業
 - (1) 森林プランナー育成対策
 - (2) ICT 技術活用促進事業
 - (3) 林業労働安全強化対策

第 2 事業計画等

1 事業計画の作成及び承認等

第 1 に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第 1 号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、1 に準じて行うものとする。

3 1 及び 2 の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第 3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第 4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。

(別記5)

カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。

1 国民参加の植樹等の推進

- (1) 国民参加による植樹等の推進対策
- (2) 全国規模の緑化運動の促進
- (3) 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業

2 「木づかい運動」の促進

- (1) 優れた地域材製品等の顕彰事業
- (2) 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開
- (3) 林福連携で行う優れた地域材製品開発等

第2 事業計画等

1 事業計画の作成及び承認等

第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。

3 1及び2の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。

第4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。

(別記 6)

林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）

第 1 事業の内容

林業施設整備等利子助成事業の事業の内容については別表 1 のとおりとする。

第 2 事業計画等

1 事業計画の作成及び承認等

第 1 に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第 1 号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、1 に準じて行うものとする。

3 1 及び 2 の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第 3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、林業施設整備等利子助成事業の実施及びその指導等に必要な経費について助成するものとする。

第 4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本事業の実施状況等を報告するものとする。

別表 1

区 分	経 費	事業 実施主体	補助率等		重要な変更		事業遂行状況報告書	
			国	補助事 業者等	経費の配分 の変更	事業内容 の変更	作成 時点	提出 期限
I 林業・木材産業成長産業 化促進対策 1 森林整備・林業等振興 整備交付金 2 森林整備・林業等振興 推進交付金	本経費の取扱いについては別表 2 による	同左	同左	同左	同左	同左	交付決定の あった年度 の 9 月 30 日 現在	交付決定の あった年度 の 10 月 31 日 まで
II 林業イノベーション推進 総合対策 1 森林資源デジタル管理 推進対策	レーザ計測等による森林資源・境界情報 のデジタル化及び当該データを活用した効 率的な路網設計を支援するソフト等の導入 並びに所有者情報等の精度向上に対する支 援を行うのに要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事 業補助金等交付要綱（昭和 47 年 8 月 11 日付 け 47 林野政第 640 号農林水産事務次官依命 通知）による。	都道府県、 都道府県知 事が事業実 施主体とし て認める市 町村、林業 経営体等	林業関係 事業補助 金等交付 要綱によ る。	同左	同左	同左	同左	同左
2 スマート林業実践対策	I C T 等の先端技術を活用した森林施業 の効率化・省力化等の実践的取組を行うの に要する次の経費 1 地域協議会運営に係る経費 2 施業集約化の効率化・省力化に係る経 費 3 経営の効率性・採算性の向上に係る経 費 4 需給マッチングの円滑化に係る経費 5 森林情報の高度化・共有化に係る経費 6 取組成果の検証及び報告書の作成に係 る経費	地域協議会	定額	—	経費の欄の 1 から 6 ま でに掲げる 経 費 間 の 30 % を 超 え る増減	経費の欄の 1 から 6 ま でに掲げる 経費の新設 又は廃止	交付決定の あった年度 の 12 月 31 日 現在	交付決定の あった年度 の 1 月 31 日 まで
3 先進的造林技術推進事 業								

(1) 低コスト造林モデル普及促進事業 ① 地域の実状に応じた実証的造林	1 事業費 地域の実状に応じた低コスト造林技術の導入実証（ドローンによる苗木運搬、早生樹造林等）及びこれらに必要な関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）に要する経費 2 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人をいう。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は	1 定額 （林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） 2 定額 （1 / 2 以内）	—	経費の欄に掲げる経費の皆増又は皆減	—	交付決定のあった年度の9月30日現在	交付決定のあった年度の10月31日まで
--	---	---	--	----------	--------------------------	----------	---------------------------	----------------------------

		法律第32号)第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。)において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者(以下「民間事業者」という。)						
② 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証	1 事業費 人工造林等の造林事業の実施、当該事業の設計や施行管理の効率化に向けたリモートセンシング技術の導入実証及びこれらに必要な関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)に要する経費 2 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る事業の実施	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等	1 定額 (林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。) 2 定額 (1/2以内)	—	—	経費の欄に掲げる経費の皆増又は皆減	—	交付決定のあった年度の9月30日現在 交付決定のあった年度の10月31日まで

	に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費	の実施主体に位置づけられた者又は民間事業者						
4 林業への異分野の技術等の導入促進事業	現場課題の解決のための異分野の技術等の導入に向けた林業関係者、企業等のマッチング、事業開発へのサポート、広報等に対する支援に要する次の経費 1 林業関係者と企業等のマッチング 2 事業開発支援 3 事業開発結果の評価及び広報 4 その他事業の成果を高める活動 5 過去の事業開発支援の結果に関する調査 6 事業報告書の作成	民間団体等	定額	—	経費の欄に掲げる1から6までの経費の合計額の30%を超える増減	—	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
5 早生樹等優良種苗生産推進対策 (1) 指定採取源の拡大	花粉症対策品種等の種穂の採取地を新たに指定採取源に指定するために実施する遺伝子調査等に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左
(2) 早生樹母樹林の保全・整備	国内に現存する早生樹の優良林分を母樹林として指定し、優良な種穂の採取源を確保するために実施する調査、林内の整備、種穂の採取作業等の取組に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、森林所有者、地方独立行政法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会又は森林	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左

		組合等							
(3) エリートツリー等の 原種増産技術の開発	優良な種苗の確保及び供給拡大を図るため、エリートツリー等の増産技術の開発に要する次の経費 1 スギ等の増殖技術の高度化と実用化の開発に要する経費 2 カラマツの増殖効率の改善に要する経費 3 早生樹の増殖技術の高度化と実用化の開発に要する経費 4 無花粉スギの生産・増殖効率の改善に要する経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
(4) 採種園等の造成・改良等	1 及び2に掲げる事業内容に応じ、それぞれ1及び2に定める経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。 1 採種園等の造成・改良・機能向上 特定母樹等による採種園等の造成、改良及び機能向上に要する経費	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左	
	2 原種増殖施設等の整備 特定母樹等の採種園等の造成に必要な原種苗木の増殖や効率的に種穂の採取を行うことができる施設等の整備に要する	都道府県、都道府県知事が事業実施主体とし	林業関係事業補助金等交付要綱に	同左	同左	同左	同左	同左	

	経費	て認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者等	よる。						
(5) 採種園等の造成・改良等モデル的な取組	採種園等の造成・改良等モデル的な取組を行うのに要する次の経費 1 施設型モデル採種園の整備に要する経費 2 多様な森林の整備に資する早生樹や広葉樹の採種園の整備等に要する経費	民間団体等	定額	一		経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(6) 山取り採穂の推進	特定苗木を植栽した造林地を穂木の採取源にするために必要な調査、植栽区域の明示、標識の設置等に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、森林所有者、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(7) 苗木生産技術の向上等	苗木生産技術の向上等を図るために必要な次の経費 1 コンテナ苗生産未経験者を対象とした研修会の実施に要する経費 2 コンテナ苗生産に新規参入後間もない事業者を対象とした研修会の実施に要する経費	民間団体	定額	一		経費の欄の1から7までに掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1から7までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

	3 コンテナ苗生産経験者を対象とした巡回指導の実施に要する経費 4 造林者等を対象としたコンテナ苗の植栽に関する研修会の実施に要する経費 5 苗木被害の早期診断等の実施に要する経費 6 その他研修会の実施等に要する経費 7 種苗の需給情報等を共有する取組に要する経費							
6 戦略的技術開発・実証事業 (1) 機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証	伐採・集材・運材及び造林作業の自動化・遠隔操作化機械、林内通信技術、電化技術、マシンガイダンス等の先端技術等を活用した機械・新技術の開発・実証を行うのに要する次の経費 1 開発・実証に係る事業経費 (1) 機械・新技術の設計・開発・改良に係る経費 (2) 試作機等の製造、性能評価、実証試験に係る経費 (3) 各種調査等に係る経費 2 開発・実証に係る事務関連経費 (1) 検討委員会の設置・開催に係る経費 (2) 普及啓発・成果発表に係る経費 (3) 事業報告書の作成に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(2) ソフトウェア等の開発・実証	機械の自動化・遠隔操作化をサポートするソフトウェア等やICT等を活用した作業システムの開発・実証を行うのに要する次の経費 1 開発・実証に係る事業経費 (1) ソフトウェア等の設計・開発・改良に係る経費 (2) 試作機等の製造、性能評価、実証試験に係る経費 (3) 各種調査等に係る経費 2 開発・実証に係る事務関連経費 (1) 検討委員会の設置・開催に係る経費 (2) 普及啓発・成果発表に係る経費 (3) 事業報告書の作成に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

(3) 新素材の開発・実証	木材及び森林由来の再生可能資源・生分解資源によるプラスチック代替、温室効果ガス排出抑制等に資する新素材の開発・実証又は原料調達から市場展開までを図る地域における山元から製造までの一貫した新素材を活用した商品開発を行うのに要する次の経費 1 新素材等の技術開発・実証や商品開発に係る経費 (1) 製造技術の実証・改良に係る経費 (2) 試作品の製造・評価に係る経費 (3) 各種調査に係る経費 2 事務関連経費 (1) 検討委員会の設置・開催に係る経費 (2) 普及啓発・成果発表に係る経費 (3) 事業報告書の作成に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(4) 先進的林業機械の実証	メーカー等と林業経営体の共同提案により、林内作業の安全性向上、省人化等を図る先進的林業機械を活用し、機械の自動化や遠隔操作技術を進めるとともに、当該機械を中心とした事業規模での作業システムの実証、現場の実情に応じて機械等の改良を行うのに要する次の経費 1 実証に係る事業経費 (1) 先進的林業機械の実証等に係る経費 (2) 導入する先進的林業機械の性能試験・評価に係る経費 (3) 各種調査等に係る経費 2 実証に係る事務関連経費 (1) 検討委員会の設置・開催に係る経費 (2) 普及啓発・成果発表に係る経費 (3) 事業報告書の作成に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
Ⅲ 木材の安定供給・利用拡大対策								
1 建築用木材供給・利用強化対策								

(1) 都市の木材利用促進 総合対策事業								
① 都市における木材 需要の拡大	都市の木造化を推進する工務店等の登録・公表及び都市部を中心とした木質建築資材（JAS構造材、木質耐火部材、内装材等）を用いた建築物の建築の実証に要する次の経費 1 都市における木材需要の拡大の支援に係る事務関係経費 2 都市における木材需要の拡大の取組の助成に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
② 大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化の技術開発・普及啓発	大径化した原木等を活用した、高付加価値製品（内装材等）の開発や加工・乾燥等の技術開発・普及、設計合理化手法の開発・普及等に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 製品・技術の試験及び分析に係る経費 3 技術の普及活動の実施に係る経費 4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
③ 顔の見える木材での快適空間づくり事業	製材工場等の品目のバリエーションの充実に資する取組を含む、川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用する付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 モデル的な取組の実施に必要な経費の助成に係る経費 3 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
④ 強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及	非住宅・中高層分野の建築物における木造化・木質化に向けて、建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善、大学等と連携した技術の普及等に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 実証事業に係る建築費及び技術開発費の助成に係る経費	民間団体等	定額 ただし、 2の建築費の助成は3/10	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

(2) CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 ① CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援	3 大学等と連携した技術の普及に係る経費 4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費	民間団体等	定額 ただし、2 設計費・建築費の助成は 3 / 10 （中層以上又は大規模建築物に活用する場合、特に普及性や先駆性が高いと認められる場合は 1 / 2）	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	② CLT建築物等の設計者等育成	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	③ CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

(3) 建築用木材供給強化 促進対策事業	4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費								
	① マーケットインによる安定供給体制強化促進	輸入材供給リスクの顕在化に伴い発生した新たな国産材需要へ対応するために行われる、川上から川下の事業者が参画する地域協議会等が地域毎に抱える多様な課題を解決していくための独自の取組に要する次の経費 1 地域協議会等の募集・選定に係る経費 2 地域協議会等への助成に係る経費 3 地域協議会等への指導等に係る経費 4 地域協議会等の成果普及に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	② 木材加工設備導入等利子助成	製材工場等が行う木材加工設備導入や山林の取得等に対する利子助成に要する次の経費 1 設備導入資金助成費 2 安定供給体制構築資金助成費 3 支援対象選定事務費	民間団体等	定額	—	経費の欄に掲げる1又は2の経費から3の経費への増	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の9月30日現在	交付決定のあった年度の10月31日まで
	③ 木材加工設備等リース導入支援	導入手段の多様化と入手コストの軽減等を図るための、製材工場等における木材加工設備のリースによる導入に要する次の経費 1 助成費 2 支援対象選定等事務費	民間団体等	定額	—	経費の欄に掲げる1の経費から2の経費への30%を超える増	1 事業費の30%を超える増減 2 補助事業者の変更	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	④ 森林認証材の需要拡大	森林認証材の需要拡大を図るための、消費者や需用者向けイベントの開催等、森林認証材の普及啓発等に要する次の経費 1 森林認証材の需要拡大 (1) 協議会の設置・運営に係る経費 (2) 森林認証材の需要拡大に向けた取組に係る経費 (3) 事業報告書の作成・公表に係る経費 2 森林認証取得に向けた合意形成 (1) 協議会の設置・運営に係る経費 (2) 認証取得に向けた合意形成に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

2 木材需要の創出・輸出 力強化対策 (1) 非住宅建築物等木材 利用促進事業	費 (3) 認証材分別管理マニュアル等の作成 に係る経費 (4) 事業報告書の作成・公表に係る経費								
	① 木の建築物の効果 検証・発信	非住宅建築物の木質化を促進するため、 店舗等施設の内外装の木質化による利用者 の生産性向上や経済面への影響の実証等を 通じて、木の効果を見える化する取組に要 する次の経費 1 検討委員会の設置・運営に要する経費 2 内外装の木質化による利用者の生産性 向上や経済面への影響の効果を実証する 取組への助成等に要する経費 3 既存情報の収集・整理及び木の効果の 分析等による見える化の検討に要する経 費 4 普及資料の作成・発信及び報告書作成 に要する経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の 1 から 4 ま でに掲げる 経 費 間 の 30 % を超え る増減	経費の欄の 1 から 4 ま でに掲げる 経費の新設 又は廃止	交付決定の あった年度 の12月31日 現在	交付決定の あった年度 の1月31日 まで
	② 簡易な構造物等の 木造化・木質化促進	倉庫等簡易な構造物等の木造化・木質化 を促進するため、標準モデルを提案する取 組に要する次の経費 1 検討委員会の設置・運営に要する経費 2 簡易な構造物等への木材利用に係る調 査・分析及び標準モデルの提案に要する 経費 3 普及資料の作成・発信及び報告書作成 に要する経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の 1 から 3 ま でに掲げる 経 費 間 の 30 % を超え る増減	経費の欄の 1 から 3 ま でに掲げる 経費の新設 又は廃止	交付決定の あった年度 の12月31日 現在	交付決定の あった年度 の1月31日 まで
	③ 地域における非住 宅木造建築物整備推 進	地域における非住宅建築物の木造化・木 質化を推進するため、地域における木造化 等の特徴的な取組を分析し、地域間の連携 促進のためのツール作成・普及の取組を行 うとともに、木造建築物等の整備を行おう とする地域協議会、脱炭素社会の実現に資 する等のための建築物等における木材の利	民間団体等	定額	—	経費の欄の 1 から 4 ま でに掲げる 経 費 間 の 30 % を超え る増減	経費の欄の 1 から 4 ま でに掲げる 経費の新設 又は廃止	交付決定の あった年度 の12月31日 現在	交付決定の あった年度 の1月31日 まで

	用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定を締結した者及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条の規定による事業計画を共同して作成した事業者に対して行う、専門家の派遣による木造化・木質化のノウハウの提供等に要する次の経費 1 提案公募・審査・選定に係る経費 2 技術支援等に係る経費 3 木造化等の特徴的な取組の分析・地域間の連携を促進するためのツールの作成等に係る経費 4 成果報告会開催等の普及活動・報告書作成に係る経費							
(2)「地域内エコシステム」推進事業 ①「地域内エコシステム」モデル構築事業 ア事業実施計画の精度向上支援	「地域内エコシステム」の構築・定着を図るため、F／S調査を行った地域を対象に、同システムの導入に関する地域の合意形成を図り、実施計画を策定するための協議会の運営に要する次の経費 1 検討委員会の設置・運営に係る経費 2 「地域内エコシステム」の構築に向けて必要な調査、事業計画の策定支援、情報提供、指導・助言等に係る経費 3 事業報告書、リーフレットの作成及び報告会等の成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
イ「地域内エコシステム」技術開発・実証事業	「地域内エコシステム」の構築に資する木質バイオマスのエネルギー利用システム（小規模な熱利用や熱電併給等）の普及に必要となる小規模な技術開発・改良、実証等に要する次の経費 1 検討委員会の設置・運営に係る経費 2 試作装置の設計・製作・改良に係る経費 3 実証試験・分析に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30％を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

② 「地域内エコシステム」サポート事業	ウ 「地域内エコシステム」技術開発等支援事業	4 事業報告書の作成に係る経費 イの事業を実施する事業者に対して、技術面、安全面、関係法令の遵守等に係る指導・助言を行うとともに、成果報告会等を通じ、広く普及・PRを実施するために要する次の経費 1 検討委員会の設置・運営に係る経費 2 イの事業の事業実施主体が行う取組に対する指導・助言に係る経費 3 成果の普及・PR等に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	エ 優良事例の横展開体制整備支援	「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成、技術開発・実証等の事例把握、これまでの成果、課題等に係る要因分析等を行い、「地域内エコシステム」の導入を検討している地域への普及のためのモデルのカスタマイズや地域内外の関係者の情報交換等が可能なプラットフォームの構築を実施するとともに、普及に向けた実証運用に要する次の経費 1 検討委員会の設置・運営に係る経費 2 「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成や技術開発・実証等の事例把握、これまでの成果、課題等に係る要因分析等に係る経費 3 優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの構築及び実証運用に係る経費 4 事業報告書の作成及び成果の普及・PRに係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	ア 相談・サポート体制の構築	「地域内エコシステム」の構築に必要な技術的な支援を行うため、相談窓口を設置し、質疑応答の結果について広く周知を図るとともに、各地域で相談対応可能な人材育成のための研修会の実施に要する次の経費 1 相談窓口設置に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

イ 木質バイオマス利用促進調査支援	2 相談対応可能な人材育成のための研修会の開催に係る経費 3 事業報告書の作成、成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	「地域内エコシステム」の推進に資する各種調査の実施、その結果の報告会の開催、報告書の作成等に要する次の経費 1 燃料材サプライチェーン実態調査に係る経費 (1) 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインの適切な運用に向けた説明会、現地調査に係る経費 (2) 燃料材の需給情報の収集・分析・提供に係る経費 (3) 成果報告会の開催、事業報告書の作成に係る経費 2 木質バイオマス熱利用導入及び利用向上可能性調査に係る経費 (1) 検討委員会の設置・運営に係る経費 (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第16条に基づくばい煙測定記録等を活用して現在のボイラーの導入状況を分析し、導入可能性を調査するための経費 (3) 国内のボイラーのうち、設計段階の想定よりも燃料利用量が過大となっている等、運用難となっている等の事例についての原因検証に係る経費 (4) 事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及に係る経費 3 蒸気ボイラー導入促進調査に係る経費 (1) 検討委員会の設置・運営に係る経費 (2) 蒸気ボイラー導入に当たり、技術的課題や市場の把握等を中心に産業用熱利用の拡大を図っていく上での課題と対策についての調査検討に係る経費 (3) 事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及に係る経費							
③ 木質バイオマス	木質バイオマス利活用施設等の整備等に	特定非営利	定額	—	経費の欄に	経費の欄の	交付決定の	交付決定の

利活用施設整備資金等利子助成事業	必要な資金の借入に係る利子助成に要する次の経費 1 利子助成事務に係る経費 2 木質バイオマス利活用施設の整備等に必要な資金の利子助成に係る経費	活動法人活木活木森ネットワーク				掲げる2の経費から1の経費への流用	1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	あった年度の12月31日現在	あった年度の1月31日まで
(3) 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	木材の輸出促進に係る以下の経費 1 木材製品輸出産地育成に係る以下の経費 ① 木材輸出産地の募集・選定に係る経費 ② 選定した木材輸出産地への支援に係る経費 ③ 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費 2 企業連携型木材製品輸出促進に係る以下の経費 ① 企業連携によるモデル・実証的な木材製品輸出の取組の募集・選定に係る経費 ② 選定したモデル・実証的な取組への支援に係る経費 ③ 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費 3 国内外における木造技術講習に係る以下の経費 ① 海外における木造軸組構法技術講習会の開催に係る経費 ② 国内における木造技術研修会の開催に係る経費	民間団体等	定額	—		経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(4) 「クリーンウッド」普及促進事業	木材関連事業者の登録を促進するため、登録の手续等を説明するセミナーや個別相談会を開催し、木材関連事業者に対する個別の働きかけや登録に向けた指導・助言を行うことや、合法伐採木材の流通・利用を促進するための全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動等に要する次の経費 1 木材関連事業者の登録促進に係る経費 (1) 事業実施のための運営委員会の開催に係る経費	民間団体等	定額	—		経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

(5) 広葉樹を活用した成長産業化支援対策	(2) 登録の手続き等を説明するセミナーや個別相談会の開催、個別の働き掛けや登録に向けた指導・助言に係る経費 2 全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動等に係る経費 3 一般事業者や消費者に向けたキャンペーン等の普及啓発に係る経費 4 事業報告書の作成に係る経費 広葉樹を活用した林業の成長産業化を図るため、特用林産物に関する情報の収集・分析・提供及び国産特用林産物の競争力の強化に要する次の経費 1 特用林産物に関する情報の収集・分析・提供に係る経費 2 国産特用林産物の競争力の強化に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
IV 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策 1 経営モデル実証事業 2 「新しい林業」経営支援事業 (1) 森林プランナー育成対策	新たな技術を導入して経営モデル実証を行うのに要する次の経費 1 有識者委員会の開催及び実証事業者の公募等の実施に要する経費 2 実証事業を行う共同体への助成に要する経費 3 実証事業の進捗管理、実績整理及び普及展開等の実施に要する経費 森林プランナー育成対策を行うのに要する次の経費 1 企画運営委員会設置・運営に要する経費 2 森林施業プランナー育成研修等に要する経費 (1) 新規課題対応型研修に要する経費 (2) 提案型集約化施業一般研修に要する経費 (3) 事業体レベルにおける提案型集約化施業の取組の評価に要する経費	民間団体等 民間団体等	定額 定額 定額、1/2以内 定額 定額、1/2以内	— 定額、2/9、2/3— — — —	経費の欄に掲げる経費の皆増又は皆減 経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄に掲げる経費の新設又は廃止 経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在 交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで 交付決定のあった年度の1月31日まで

	ア 実践体制評価委員会設置・運営に要する経費 イ 実践体制評価に要する経費 3 森林経営プランナー育成研修に要する経費		定額 1/2以内 定額	— — —					
(2) ICT技術活用促進事業	ICT生産管理に資するスマート林業技術関連ソフト等の導入に対する支援を行うのに要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱による。	都道府県、市町村、国立大学法人、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）、森林組合等、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成28年法律第45号）第11条の林業労働力確保支援センター、その他都道府県知事が事業実施主体とし	林業関係事業補助金等交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左	同左

(3) 林業労働安全強化対策	林業労働安全強化対策を行うのに要する次の経費 1 林業労働安全活動促進に要する経費 2 林業労働災害撲滅研修に要する経費 3 林業・木材産業全国作業安全運動促進に要する経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
V カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策 1 国民参加の植樹等の推進								
(1) 国民参加による植樹等の推進対策	以下の取組に要する経費 1 企業・NPO等の森林づくりのサポート体制構築に向けた経費を補助する経費 2 企業・NPO等の森林づくりに係る情報の発信、地域間の連携等ネットワーク化に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(2) 全国規模の緑化運動の促進	全国規模の緑化運動の促進を行うのに要する次の経費 1 全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催に係る経費 2 全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(3) 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業	以下の取組に要する経費 1 「森林サービス産業」モデル事業の実施の経費を補助する経費 2 森林空間利用に係る新産業創出に向けた課題解決型研修会の実施に係る経費 3 課題の共有・解決のための効果分析・情報発信に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
2 「木づかい運動」の促進	以下の取組に要する経費 1 優れた地域材製品等の顕彰事業に係る経費	民間団体等	定額	—	経費の欄の1から3までに掲げる	経費の欄の1から3までに掲げる	交付決定のあった年度の12月31日	交付決定のあった年度の1月31日

	2 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開に係る経費 3 林福連携で行う優れた地域材製品開発等に係る経費				経費間の30%を超える増減	経費の新設又は廃止	現在	まで
IV 林業・木材産業金融対策								
1 林業施設整備等利子助成事業	以下の取組に要する経費 1 林業施設整備等利子助成事業 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等が行う森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等に必要な資金の借入れ、民間事業者が効率的かつ安定的な経営管理のために行う木材の生産量の増加若しくは生産性の向上、原木の安定供給・流通の合理化等に必要な資金の借入れ、自然災害の被害等を受けた林業者等が行う造林地、林道、林業施設等の復旧・復興若しくは資金繰りに必要な資金の借入れ又は新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）による影響を受けた林業者（個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。）が独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を活用して行う林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金の借入れについて利子助成を実施するのに要する次の経費 （1）利子助成事業費 （2）利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費	全国木材協同組合連合会	定額	—	経費の欄の（1）に掲げる経費から（2）に掲げる経費への流用	経費の欄の（1）及び（2）に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
	2 地域材利用促進利子助成事業 林業経営基盤の強化等の促進のための	全国木材協同組合連合	定額	—	経費の欄の（1）に掲	経費の欄の（1）及び	交付決定のあった年度	交付決定のあった年度

	資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等が森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通体制の改善等を行うための資金の借入れについて利子助成を実施するのに要する次の経費 (1) 利子助成事業費 (2) 利子助成金の交付に必要な事務等に必要経費	会				げる経費から(2)に掲げる経費への流用	(2)に掲げる経費の新設又は廃止	の12月31日現在	の1月31日まで
	3 林業経営基盤整備緊急利子助成事業 木材価格の下落により影響を受けた林業者等が競争力強化のための経営基盤整備に取り組むのに必要な資金の借入れについて利子助成を実施するのに要する次の経費 (1) 利子助成事業費 (2) 利子助成金の交付に必要な事務等に必要経費	全国木材協同組合連合会	定額	—		経費の欄の(1)に掲げる経費から(2)に掲げる経費への流用	経費の欄の(1)及び(2)に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
2 林業信用保証事業 (1) 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業 (2) 保証活用支援事業 ① 災害復旧支援タイプ ② 木材安定供給支援タイプ ③ 事業承継・創業等支援タイプ ④ 事業再建支援タイプ (3) 木材産業等高度化推進資金事業 (4) 経営改善発達支援事業	本経費の取扱いについては林業信用保証事業交付金実施要綱（平成15年10月6日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知）による。	独立行政法人農林漁業信用基金	定額	—	—	—	—	—	—

別表2

区 分	経 費	事業 実施主体	国 庫 交 付 率	重要な変更
				経費の配分 の変更
I 持続的林業 確立対策 1 森林整備・ 林業等振興整 備交付金	区分の欄の1の(1)～(5)の事業を実施するのに要する次の経費 1 事業費 本要綱に基づいて別表3のIに掲げる事業を行うのに要する経費 2 附帯事業費 区分の欄の1の(4)についてのみ、附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費 3 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費		区分の欄の1の(1)～(5)のとおり 定額 (1/2以内) 定額 (1/2以内)	区分の欄の1の(1)～(5)における経費の皆増又は皆減
(1) 間伐材生産	(1) 「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知)に定める生産基盤強化区域(以下「生産基盤強化区域」という。)内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備(林内作業場、土場等) (2) 関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする)附帯事務費については、定額(1/2以内)	
(2) 資源高度 利用型施業	(1) 生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。)及びそれと連携して行う人工造林 (2) 関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額(林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする)附帯事務費については、定額(1/2以内)	

	取付け、鳥獣害防止施設等整備等)			
(3) 路網整備・機能強化対策	(1) 生産基盤強化区域内で行う林業専用道（規格相当）、森林作業道の整備 (2) 既設の林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強 (3) 既設の林道施設の点検診断 (4) 既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）の機能強化 (5) 既設の林業専用道（規格相当）の復旧 (6) 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	(1)～(3)、(6)については、定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする） (4)及び(5)については、1/2以内 附帯事務費については、定額（1/2以内）	
(4) 高性能林業機械等の整備	(1) 林業機械作業システム整備 (2) 効率化施設整備 (3) 活動拠点施設整備 (4) 附帯事業（(1)から(3)までの施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等）	都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、都道府県知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に限る。）	(1)については、定額（1/3以内） ただし、(1)のうち、林業用四輪駆動ダンプトラックにあっては定額（1/4以内）、スイングヤード、ロングリーチハーベスタ等にあっては定額（4/10以内）、実践体制評価を受け評価されているなどの場合にあっては定額（1/2以内） (2)～(4)については、定額（1/2以内）	
(5) コンテナ苗生産基盤施設等の整備	(1) 低コストで安定的に供給するコンテナ苗生産基盤施設等の整備 (2) コンテナ苗生産の分業化を推進し、効率的な生産システムの構築に資するコンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備	都道府県、市町村、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく認定を	定額（1/2以内）	

		受けた認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他都道府県知事等が認める団体等		
2 森林整備・林業等振興推進交付金	本要綱に基づいて行う事業に要する経費			区分の欄の2の(1)～(6)における経費の皆増又は皆減
(1) 森林整備地域活動支援対策 ① 森林経営計画作成促進 ② 森林境界の明確化 ③ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進のための森林情報の収集、合意形成、既存路網の改良や森林所有者の特定、森林境界の明確化	市町村、選定経営体等	定額	
(2) 自立的経営活動推進	地域における自伐林業グループなどによる将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の活動 (1) 活動推進 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い等 (2) 森林整備活動 除伐、間伐・搬出等 (3) 研修活動 林業技術や安全対策の向上のための研修等 (4) 森林機能強化 歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等 (5) 資機材・施設の整備 森林整備活動及び森林機能強化の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置	都道府県、市町村、林業者等の組織する団体（森林所有者、地域住民、自伐林家等を含んだ地域の実情に応じた3名以上の者で組織する将来的に自立的な林業経営を目指す活動を行う又は活動の取りまとめを行う団体）及び林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者	定額、1/2、1/3 以内	
(3) 山村地域の防災・減災対策	山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害	都道府県	定額（1/2以内）	

	発生時における協力体制の整備			
(4) 森林資源保全対策 ① 森林資源保護の推進 ② 森林環境保全の推進	森林病虫害の被害防除、野生鳥獣の被害防除、森林環境保全対策（森林保全管理対策、林野火災予防対策）	都道府県、市町村、森林組合、森林所有者又は関係都道府県知事が適当と認めた者等	定額（1/2以内）	
(5) マーケティング力ある林業担い手の育成 ① 出荷ロットの大規模化等の推進 ② 持続的な林業経営の確立 ③ 人材の確保・育成・定着 ④ 労働安全の確保	選定経営体を育成・確保するための、出荷ロットの大規模化など販売力強化の取組、行動規範等の策定、生産管理による工程管理改善、林業経営体の雇用の改善・事業の合理化、森林施業プランナー育成研修、林業労働災害防止のための研修等	都道府県、市町村、国立大学法人、選定経営体、森林組合連合会、林業労働力確保支援センター、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部及び地域協議会（林野庁長官が別に定める要件を満たす協議会をいう。）等	定額（1/2以内）	
(6) 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）	林業機械導入	都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び再貸付けを実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、特認団体に限る。）	定額（リース物件価格の1/4、1/3、4/10、1/2以内）	
II 木材産業等競争力強化対策				
1 森林整備・林業等振興整備交付金	区分の欄の1の(1)～(4)の事業を実施するのに要する次の経費 1 事業費 実施要綱に基づいて別表3のIIに掲げる事業を行うのに要する経費 2 附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑		区分の欄の1の(1)～(4)のとおり 定額（1/2以内）	区分の欄の1の(1)～(4)における経費の皆増又は皆減

	な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費 3 附帯事務費 (1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費 (2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費		定額 (1/2以内)	
(1) 木材加工流通施設等の整備	1 木材加工流通施設整備 2 森林バイオマス等活用施設整備	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等	定額 (1/2以内)	
(2) 木質バイオマス利用促進施設の整備	1 未利用間伐材等活用機材整備 2 木質バイオマス供給施設整備 3 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等	1については、定額 (1/2以内) 2については、定額 (1/3、15/100以内) 3については、定額 (1/3以内) ただし、2及び3については、林野庁長官が別に定める場合を除き、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組に位置付けられる施設並びに機械及びその附帯施設にあっては、定額 (1/2、1/3以内)	
(3) 特用林産振興施設等の整備	特用林産物活用施設等整備	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体	定額 (1/2以内)	

(4) 木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に規定する公共建築物の整備主体	定額（1/2以内） ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（15%以内）、木質内装については定額（3.75%以内）	
III 林業成長産業化地域創出モデル事業 1 森林整備・林業等振興整備交付金 (1) 資源高度利用型施策	区分の欄のⅠの1の(2)における経費	区分の欄のⅠの1の(2)における事業実施主体	区分の欄のⅠの1の(2)における国庫交付率	区分の欄のⅠの(1)～(8)における経費の皆増又は皆減
(2) 路網整備・機能強化対策	区分の欄のⅠの1の(3)における経費	区分の欄のⅠの1の(3)における事業実施主体	区分の欄のⅠの1の(3)における国庫交付率	
(3) 高性能林業機械等の整備	区分の欄のⅠの1の(4)における経費	区分の欄のⅠの1の(4)における事業実施主体	区分の欄のⅠの1の(4)における国庫交付率	
(4) コンテナ苗生産基盤施設等の整備	区分の欄のⅠの1の(5)における経費	区分の欄のⅠの1の(5)における事業実施主体	区分の欄のⅠの1の(5)における国庫交付率	
(5) 木材加工流通施設等の整備	区分の欄のⅡの1の(1)における経費	区分の欄のⅡの1の(1)における事業実施主体	区分の欄のⅡの1の(1)における国庫交付率	

(6) 木質バイオマス利用促進施設の整備	区分の欄のⅡの1の(2)における経費	区分の欄のⅡの1の(2)における事業実施主体	区分の欄のⅡの1の(2)における国庫交付率	
(7) 特用林産振興施設等の整備	区分の欄のⅡの1の(3)における経費	区分の欄のⅡの1の(3)における事業実施主体	区分の欄のⅡの1の(3)における国庫交付率	
(8) 木造公共建築物等の整備	区分の欄のⅡの1の(4)における経費	区分の欄のⅡの1の(4)における事業実施主体	区分の欄のⅡの1の(4)における国庫交付率	
2 森林整備・林業等振興推進交付金 (1) 先進的モデル提案事業	本要綱に基づいて行う事業に要する経費	都道府県、市町村及び流域森林・林業活性化センター、その他都道府県知事等が認めるもの	定額(10/10以内)	区分の欄の2の(1)における経費の皆増又は皆減

別表 3

I 持続的林業確立対策

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分 ④	呼称単位	
					A	B
01間伐材生産	間伐材生産	不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備			箇所	ha
	関連条件整備活動	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他		※具体名	箇所 箇所 路線	ha ha m 式 —
02資源高度利用型 施業	資源高度利用型施業	末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）、地拵、植栽、苗木運搬			箇所	ha
	関連条件整備活動	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他		※具体名	箇所 箇所 路線	ha ha m 式 —
03路網整備・機能 強化対策	林業専用道（規格相当） 整備	作設	土工 路盤工 擁壁工 法面保護工 排水施設工 その他		路線	m
		補強	土工 路体強化 法面強化 擁壁工 排水施設工 幅員拡張 その他		箇所	m
		点検診断 調査設計 現場技術業務委託費 その他		※具体名	箇所	m 式 式 —
		関連条件整備活動（林道専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	※具体名	箇所 箇所	ha ha
	森林作業道整備	作設	土工 擁壁工 排水施設工 その他		路線	m
		補強	土工 路体強化 法面強化 擁壁工 排水施設工 幅員拡張 その他		箇所	m
		その他		※具体名		
	機能強化対策	機能強化（単独型）	橋りょう改良 局部改良 雪害対策		橋 箇所 箇所	m m m

		調査設計 現場技術業務委託費 その他	ずい道改良 幅員拡張 のり面保全 交通安全施設 舗装及び路面工	※具体名	本 箇所 箇所 箇所 路線	m m m m m 式 式 —	
		関連条件整備活動（機能強化と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	※具体名	箇所 箇所	ha ha —	
		機能強化（一体型）	防護施設 交通安全施設 その他	※具体名	箇所 箇所	m m — 式 式 —	
		調査設計 現場技術業務委託費 その他	※具体名	※具体名			
		関連条件整備活動（機能強化と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	※具体名	箇所 箇所	ha ha —	
	林業専用道（規格相当） 復旧	路体、法面、擁壁、排水施設、附帯施設等の復旧 調査設計 現場技術業務委託費 その他		※具体名	箇所	m 式 式 —	
		関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）復旧と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	※具体名	箇所 箇所	ha ha —	
	高性能林業機械等の整備のうち 04 林業機械作業システム整備	林業機械導入 【造林保育型】	高性能林業機械等	下刈り作業車 その他	※具体名		台 — —
			広域利用林業機械	下刈り作業車 その他	※具体名		台 — —
			単独・広域併用機械	下刈り作業車 その他	※具体名		台 — —
林業機械導入 【素材生産型】		高性能林業機械等	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフ ォーク収納型グラッブル バケット プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラッブルソー フォーク収納型グラッブル バケット ロングリーチグラッブル フォワーダ 架線式グラッブルと油圧 集材機とを組み合わせた システム 林業用四輪駆動ダンプト ラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 式 台 台 m ² —	
		広域利用林業機械	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフ ォーク収納型グラッブル バケット プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラッブルソー フォーク収納型グラッブル バケット ロングリーチグラッブル フォワーダ 架線式グラッブルと油圧 集材機とを組み合わせた システム 林業用四輪駆動ダンプト ラック			台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 式 台	

			搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 ㎡ —
		単独・広域併用機械	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフ ォーク収納型グラップル バケット プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー フォーク収納型グラッ プルバケット ロングリーチグラップル フォワーダ 架線式グラップルと油圧 集材機とを組み合わせた システム 林業用四輪駆動ダンブト ラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 ㎡ —
高性能林業機械等 の整備のうち 05効率化施設整備	効率化作業基地整備 林業生産施設	作業ポイント 林業生産施設装置	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・舗装 その他	※具体名	箇所 棟 箇所 箇所 箇所	㎡ 式 基 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ —
高性能林業機械等 の整備のうち 06活動拠点施設整備	林業情報処理施設	情報処理機械施設	森林G I S その他	※具体名		式 —
07コンテナ苗生産 基盤施設等整備	コンテナ苗生産基盤施設 等	コンテナ苗生産施設装置等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷库 その他	※具体名	棟 棟	㎡ 台 式 台 ㎡ —
		コンテナ苗生産機械器具	培土攪拌機 培土圧入機 苗抜取機 抜取機移動台車 種子選別機 その他	※具体名		台 台 台 台 台 —
		コンテナ苗生産資材	コンテナ容器 培地 肥料 その他	※具体名		個 L L —
	コンテナ苗幼苗生産高度 化施設等	幼苗生産施設装置等	幼苗育成施設 収納台 散水装置 散水タンク 環境制御室 その他	※具体名	棟 棟	㎡ 台 式 台 ㎡ —
		幼苗生産機械器具	培土攪拌機 種子選別機 播種機 その他	※具体名		台 台 台 —
		幼苗生産資材	幼苗育成容器 培地 その他	※具体名		個 L —

II 木材産業等競争力強化対策

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
木材加工流通施設 等の整備のうち 01木材加工流通施 設整備	木材処理加工施設	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギャングリッパー 上記機械装置で省人化・省力化（以下 「省力化等」という。）に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 台 台 —
		集成材加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョイナー 接着機械 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
		合・単板加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		式 式 式 式 式 式 台 台 —
		プレカット加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 —
		チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 式 式 式 式 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ —
		木材加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤			台 台 台

		ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョイナー 接着機械 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 台 台 —
	木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
	丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 丸棒加工機 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 —
	杭加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 —
	木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ —
	品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設(注2) モルダ グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ —
	新しい木材活用のための加工供給施設装置	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダ マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟	台 台 台 台 式 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
	直交集成板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョイナー 接着機械 プレス 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 —
木材集出荷販売施設	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機			式 基 台 台

			販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m ² m ² m ² 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² —
		木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラップルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 m ² —
木材加工流通施設等の整備のうち 02森林バイオマス等活用施設整備	森林バイオマス再利用促進施設	森林バイオマス加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 木材等成分抽出機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 台 台 台 台 式 式 式 式 式 m ² m ² m ² m ² m ² 式 式 式 式 式 台 式 台 m ² —
		森林資源再処理施設装置	(注) 森林バイオマス加工施設装置のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産施設 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		式 式 式 — —
		森林バイオマス再利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟	台 台 台 台 台 m ² —
		木質エネルギー等利用促進施設	木質エネルギー等利用促進施設装置	(注) 森林バイオマス加工施設装置のほか 木質バイオマス発電施設(注1) 木質資源利用ボイラー施設 木質燃料製造施設 小規模水力発電施設 その他	※具体名	式 式 式 式 —
		木質エネルギー等利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 m ² —
		木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 03未利用間伐材等	未利用間伐材等活用機械	移動式木材破砕機 移動式チップパー 結束機 移動式植栽機		台 台 台 台

活用機材整備			輸送用コンテナ グラッブル 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 m ² —
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 04木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設（注1）	木質バイオマス供給施設装置	剥皮施設 異物除去機 磁選機 木質チップ選別機 ハンマーミル チッパー チップサイロ 燃料乾燥施設 燃料投入施設 木質燃料製造施設 計量・梱包装置 熱供給配管 木材成分抽出利用施設 丸鋸盤 チップ吹上装置 原料貯蔵庫 乾燥機 選別機 接着装置 切断機 成型施設 サンダー 集じん装置 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場 その他	※具体名	棟	式 台 台 台 台 m ² 式 式 式 式 式 式 m ² 台 台 台 台 式 式 m ² m ² m ² —
		木質バイオマスイエ ネルギー供給用機械	燃料配送車 ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 m ² —
木質バイオマス利用促進施設の整備のうち 05木質バイオマスイエ ネルギー利用施設整備	木質バイオマスイエ ネルギー利用施設	木質バイオマスイエ ネルギー利用施設装置	燃料貯蔵庫 燃料投入施設 木質資源利用ボイラー 木質バイオマス発電施設（注2） ペレットストープ 受電施設 吸収冷凍機 熱交換器 熱利用配管 管理棟 作業用建物 その他	※具体名	棟 棟 棟	m ² 式 台 式 台 式 式 式 式 m ² m ² —
特用林産振興施設等の整備 06特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産基 盤整備	特用樹林造成	新植 改良 補植 保育 その他	※具体名		ha ha ha ha —
		山菜・薬草等造成	発生環境整備 栽培地造成 その他	※具体名		ha m ² —
		作業道等整備	作業道開設 作業道改良 モノレール その他	※具体名	路線 路線 基	m 箇所・m m ² —
		ほだ場等造成	ほだ場造成 給排水施設 その他	※具体名	箇所	m ² 式 —
		特用林産物生産施設	特用林産物生産施設装置	選別機 浸水槽 人工ほだ場 フレーム 加温機 乾燥機 冷蔵施設 給水施設 懸垂式栽培装置 植菌機 チッパー		箇所 棟

[illegible]

			展示販売用建物 その他	※具体名	棟	m ² —
		特用林産物加工流通 用機械	フォークリフト 生鮮物輸送車 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 m ² —
	廃床等活用施設	廃床等活用施設装置	作業用建物 製品保管倉庫 管理用建物 発酵・醸成槽 送風装置 資材保管倉庫 袋詰機 その他	※具体名	棟 棟 棟 基 棟	m ² m ² m ² m ² 基 m ² 基 —
		廃床等活用機械	フォークリフト ホイールローダー 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 m ² —
	特用林産物獣害対 策施設	特用林産物防護施設 装置	防護柵 防護用爆音装置 その他	※具体名		m 式 —
木造公共建築物等 の整備 07木造公共施設整 備	公共施設	木造公共施設 木質内装 木製外構施設 附帯施設			棟 基	m ² m ²

注1：出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする施設を除く。

注2：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設本体を除く。

Ⅲ 林業成長産業化地域創出モデル事業

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
I の事業種目の欄 の02～07及びⅡの 事業種目の欄の01 ～07	I の事業種目の欄 の02～07及びⅡの 事業種目の欄の01 ～07の工種又は施 設区分①	I の事業種目の欄 の02～07及びⅡの 事業種目の欄の01 ～07の工種又は施 設区分②	I の事業種目の欄 の02～07及びⅡの 事業種目の欄の01 ～07の工種又は施 設区分③	I の事業種目の欄 の02～07及びⅡの 事業種目の欄の01 ～07の工種又は施 設区分④	I の事業種目の欄の02 ～07及びⅡの事業種目 の欄の01～07の呼称単 位	

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第5の規定に基づき、交付金〇〇〇円（前回までの申請額〇〇〇円）の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱
- 5 次回申請予定日

（注）1 「事業内容及び経費の配分」の記載は、様式Ⅰ－1によること。

2 「都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱」は、間接補助事業のみについて添付すること。なお、第2次申請以降においては、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。

3 第5第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

4 事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、様式Ⅰ－2を添付すること。

5 やむを得ず分割して交付申請をする場合は、「5 次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回数を記載すること。

様式 I - 1

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 { の内容及び経費の配分総括表 }
成績書

※ 該当する報告書名を記載

(単位：円)

区 分	事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	交付金事業に 要する経費 (A) + (B)	経 費 内 訳				備 考
			交付金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森林整備・林業等振興整備交付金							
森林整備・林業等振興推進交付金							
合 計							

(注) 様式 I - 1 - アを添付すること。林業成長産業化地域創出モデル事業を実施する場合には、様式 I - 1 - イも添付すること。

様式 I - 1 - ア

〇〇年度 持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策

の内容及び経費の配分総括表
成績書
※ 該当する報告書名を記載

(単位:円)

区 分			事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	交付金事業に 要する経費 (A) + (B)	経 費 内 訳				備 考
					交付金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
			交付率						
森林整備・林業等振興整備交付金	事業費	間伐材生産							
		資源高度利用型施業							
		路網整備・機能強化対策							
		高性能林業機械等の整備							
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備							
		木材加工流通施設等の整備							
		木質バイオマス利用促進施設の整備							
		特用林産振興施設等の整備							
		木造公共建築物等の整備							
		小 計							
		附帯事務費	間伐材生産						
	資源高度利用型施業								
	路網整備・機能強化対策								
	高性能林業機械等の整備								
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
	木材加工流通施設等の整備								
	木質バイオマス利用促進施設の整備								
	特用林産振興施設等の整備								
	木造公共建築物等の整備								
	小 計								
	総事業費	間伐材生産							
		資源高度利用型施業							
		路網整備・機能強化対策							
		高性能林業機械等の整備							
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備							
		木材加工流通施設等の整備							
		木質バイオマス利用促進施設の整備							
		特用林産振興施設等の整備							
		木造公共建築物等の整備							
		計							
	森林整備・林業等振興推進交付金	森林整備地域活動支援対策							
		自立的経営活動推進							
		山村地域の防災・減災対策							
		森林資源保全対策							
		マーケティング力ある林業担い手の育成							
		林業経営体育成対策（林業機械リース支援）							
		計							
合 計									
うち		森林整備・林業等振興整備交付金							
地域振興分		森林整備・林業等振興推進交付金							

(注) 1 区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。
2 本要綱の別表2のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。
3 成績書の場合は、付表（様式 I - 1 の付（1）・（2））及び交付金調書の写しを添付すること。
4 S C M（サプライチェーンマネジメント）推進フォーラムと連携した取組への支援については、備考欄に「S C M推進フォーラムと連携した取組」と記載すること。

※ 該当する報告書名を記載

(単位:円)

区 分			事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	交付金事業に 要する経費 (A) + (B)	経 費 内 訳				備 考
					交付金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森 林 整 備 ・ 林 業 等 振 興 <									

(注) 1 区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。
2 本要綱の別表2のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。
3 成績書の場合は、付表(様式1-1の付(1)・(2))及び交付金調書の写しを添付すること。

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種又は施設区分 ①～④	実施 市町村名	事業 実施主体	数値	呼称 単位	事業費 (A) + (B) + (C) + (D) 円	経 費 内 訳				工 期		備 考
							交付金	都道府県 負担金	市町村 負担金	その他 負担金	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
							(A) 円	(B) 円	(C) 円	(D) 円			
間伐材生産	間伐材生産												m ³
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
間伐材生産計													
資源高度利用型施策	資源高度利用型施策												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
資源高度利用型施策計													
路網整備・機能強化対策	林業専用道（規格相当）整備												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
	林業専用道（規格相当）整備計												
	森林作業道整備												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
	森林作業道整備計												
	機能強化（単独型）												
	機能強化（一体型）												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
	機能強化計												
	林業専用道（規格相当）復旧												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
	林業専用道（規格相当）復旧計												
路網整備・機能強化対策計													
高性能林業機械等の整備													
林業機械作業システム整備													
	林業機械作業システム整備計												
	効率化施設整備												
	効率化施設整備計												
	活動拠点施設整備												
活動拠点施設整備計													
高性能林業機械等の整備計													
コンテナ苗生産基盤施設等の整備													
コンテナ苗生産基盤施設等の整備計													
木材加工流通施設等の整備													
木材加工流通施設整備													
	木材加工流通施設整備計												
	森林バイオマス等活用施設整備												
森林バイオマス等活用施設整備計													
木材加工流通施設等の整備													
木質バイオマス利用促進施設の整備													
未利用間伐材等活用機材整備													
	未利用間伐材等活用機材整備計												
	木質バイオマス供給施設整備												
	木質バイオマス供給施設整備計												
木質バイオマスエネルギー利用施設整備													
	木質バイオマスエネルギー利用施設整備												
木質バイオマスエネルギー利用施設整備計													
木質バイオマス利用促進施設の整備計													
特用林産物活用施設等整備													
特用林産物活用施設等整備計													
木造公共施設整備													
木造公共施設整備計													
合 計													

注：1 本事業費明細は、成績書（様式 I－1）の付表として添付すること。
2 「工種又は施設区分」の欄は、別表 3 に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「細計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。
3 別表 3 に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「一」で表示されているものについては、1 件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。
4 「工期」の欄は、別表 3 に定める「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載する。ただし、事業主体ごとに「工期」が同一の場合には、「細計」欄に記載すること。
5 間伐材生産の備考欄に間伐材生産量を記載すること。
6 備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

様式 I - 1 の付 (2)

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 森林整備・林業等振興推進交付金事業費明細

区分	メニュー	実施内容	事業実施 主体	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D) 円	経 費 内 訳				事 業 期 間		備 考
					交付金 (A) 円	都道府県 負担金 (B) 円	市町村 負担金 (C) 円	その他 負担金 (D) 円	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
森林整備地域活動支援対策			計								
合計											
自立的経営活動推進			計								
合計											
山村地域の防災・減災対策			計								
合計											
森林資源保全対策			計								
合計											
マーケティング力ある林業 担い手の育成			計								
合計											
林業経営体育成対策（林業 機械リース支援）			計								
合計											
総 計											
うち地域提案											
先進的モデル提案事業	提案型事業		計								
	合計										
総 計											

注： 1 本事業費明細は、成績書（様式 I - 1）の付表として添付すること。
2 メニューについては、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）（以下「要領」という。）別表1に定める事項を記載すること。なお、林業成長産業化地域創出モデル事業については、提案型事業の名称を記入すること。
3 実施内容については、本要綱の別表2及び要領別表1を踏まえ、わかりやすく簡潔に記載すること。
4 地域提案は、それぞれ補完し関連して実施しようとするを目標の欄に記載することとし、備考欄に地域提案型である旨記載すること。
5 事業実施主体ごとに計、区分ごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
なお、先進的モデル提案事業については、事業実施主体ごとに計、提案型事業ごとに合計、すべての合計を総計に記載すること。
＊ 行については、適宜加除のこと。

様式第Ⅰ－２

間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

１ 交付金名

２ 事業実施主体

３ 担保施設の概要

- (１) 名称（施設名）
- (２) 所在地
- (３) 構造・規模等
- (４) 総事業費と負担区分

４ 借入れの概要

- (１) 借入先
- (２) 制度融資名
- (３) 資金区分
- (４) 借入額
- (５) 償還期間

５ その他参考となる事項

- (１) 事業計画書（本要綱別記１第２の事業計画の担保対象施設）
- (２) 償還予定表
- (３) 利用する制度融資のパンフレット 等

様式第 I - 3

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策

事業遂行状況報告書

〇〇年9月30日現在

区 分		計 画		遂行状況			支出総額 円	概算払受領済 額 円	備 考
		事業費 円	交付額 円	事業着手 年月日	事業完了予定 年月日	進捗率 %			
森林整備・林業等振興整備交付金	間伐材生産								
	資源高度利用型施策								
	路網整備・機能強化対策								
	高性能林業機械等の整備								
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
	木材加工流通施設等の整備								
	木質バイオマス利用促進施設の整備								
	特用林産振興施設等の整備								
	木造公共建築物等の整備								
	小 計								
森林整備・林業等振興推進交付金	森林整備地域活動支援対策								
	自立的経営活動推進								
	山村地域の防災・減災対策								
	森林資源保全対策								
	マーケティング力ある林業担い手の育成								
	林業経営体育成対策（林業機械リース支援）								
	先進的モデル提案事業								
	小 計								
	合 計								

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 収支精算書

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額			精算額 (D)	差引増 △減額 (D)－(C)	備 考
	交付金 (A)	都道府県 負担金 (B)	計 (A)＋(B)＝(C)			
森林整備・林業等振興整備交付金						
森林整備・林業等振興推進交付金						
合 計						

(2) 支出

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増 △減額 (B)－(A)	備 考
森林整備・林業等振興整備交付金				
森林整備・林業等振興推進交付金				
合 計				

注：１ 間接補助金がある場合は、その支払い年月日を備考欄に記載し、該当がない場合は「間接補助金該当なし」と記載する。

２ 国庫交付金の不用額が発生した場合は、その額を備考欄へ記載する。

(3) 交付金精算書

(単位:円)

区 分			交付金 交付決定額 (A)	精算事業費総 額 (B)	交付率 % (C) / (B)	精算交付金額 (C)	既 受 領 交付金総額 (D)	差引交付金 未受領(返還)額 (C) - (D)	備 考	
			交付率							
森林整備・林業等振興整備交付金	事業費	間伐材生産								
		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		小 計								
	附帯事務費	間伐材生産								
		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		小 計								
	総事業費	間伐材生産								
		資源高度利用型施業								
		路網整備・機能強化対策								
		高性能林業機械等の整備								
		コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
		木材加工流通施設等の整備								
		木質バイオマス利用促進施設の整備								
		特用林産振興施設等の整備								
		木造公共建築物等の整備								
		計								
森林整備・林業等振興推進交付金	森林整備地域活動支援対策									
	自立的経営活動推進									
	山村地域の防災・減災対策									
	森林資源保全対策									
	マーケティング力ある林業担い手の育成									
	林業経営体育成対策（林業機械リース支援）									
	先進的モデル提案事業									
	計									
合 計										
うち	森林整備・林業等振興整備交付金									
地域提案分	森林整備・林業等振興推進交付金									

(注) 1 区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。
2 本要綱の別表2のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。

別 紙

〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表

（都道府県名）

区 分	事業実施 主 体 名	事業費	国庫交付金	課税方式	仕入に係る 消費税額及び 地方消費税額	国 庫 交付率	消費税仕入 控除税額	消費税 確 定 未確定	備 考
合 計									

※（ ）書きは、別表２の区分の欄に掲げるⅠの対策にあつては「持続的林業確立対策」のみ、Ⅱの対策にあつては「木材産業等競争力強化対策」のみ、Ⅲの事業にあつては「林業成長産業化地域創出モデル事業」のみ記載すること。

- (注) 1 当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（同法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 第13第2項及び第13第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記載すること。
- 4 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、交付金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。
- 5 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

別記様式第1号－2（第5関係）

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第5の規定に基づき、交付金〇〇〇円（前回までの申請額〇〇〇円）の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱
- 5 次回申請予定日

（注）1 「事業内容及び経費の配分」の記載は様式Ⅱ－1によること。

2 「都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱」は、間接補助事業を実施する場合に添付すること。なお、第2次申請以降においては、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。

3 第5第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

4 やむを得ず分割して交付申請をする場合は、「5 次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回数を記載すること。

〇〇年度 先進的造林技術推進事業

{
 の内容及び経費の配分総括表
 成績書
 }
 ※該当する報告書名を記載

(単位:円)

区 分			事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				備考
					交付金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森林整備・ 林業等振興 整備交付金	事業費	地域の実状に応じた実証的造林							
		造林事業へのリモートセンシング 技術の活用実証							
		小 計							
	附帯 事務費	地域の実状に応じた実証的造林							
		造林事業へのリモートセンシング 技術の活用実証							
		小 計							
	総 事業費	地域の実状に応じた実証的造林							
		造林事業へのリモートセンシング 技術の活用実証							
		計							

注１：変更の場合は、表外右側に「上段：変更前、下段：変更後」と記載の上、表内の各経費を上下２段書きで記載すること。

２：成績書の場合は、付表（様式Ⅱ－１の付）及び別記様式第10号（補助金等調書）の写しを添付すること。

３：実績報告において、国庫交付金の不用額がある場合は、備考欄に「不用額：〇〇円」と記載の上、不用額を記載すること。

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種	事業 実施主体	実施 市町村名	数値	呼称 単位	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D) 円	経 費 内 訳				工 期		備 考
							交付金 (A) 円	都道府県 負担金 (B) 円	市町村 負担金 (C) 円	その他 負担金 (D) 円	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
地域の実状に応じた実証的造林	具体名												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
地域の実状に応じた実証的造林計													
造林事業へのリモートセンシング 技術の活用実証	森林施策具体名												
	小計												
	リモートセンシング技術の導入実証（具体名）												
	小計												
	関連条件整備活動（具体名）												
	小計												
造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証計													
合 計													

注：１ 本事業費明細は、成績書（様式Ⅱ－１）の付表として添付すること。
２ 事業実施主体ごとに細計、工種（具体名）ごとに小計、事業種目ごとに計及び全ての計を合計に記載すること。
３ 地域の実状に応じた実証的造林の「工種」の欄は、具体の工種（ドローンによる苗木運搬、早生樹造林等）を記載すること。
４ 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証の「工種」の欄は、森林施策具体名には森林施策の具体の工種（人工造林、間伐等）を記載し、リモートセンシング技術の導入実証の具体名には具体の取組（ドローン画像による施行地求積等）を記載すること。
５ 「工種」の欄の関連条件整備活動の具体名には、具体の工種（森林作業道の整備、鳥獣害防止施設等）を記載すること。
６ 備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 事業遂行状況報告書

〇〇年9月30日現在

区 分		計 画		遂行状況			支出済額 円	概算払受領済額 円	備 考
		事業費 円	交付額 円	事業着手 年月日	事業完了予定 年月日	進捗率 %			
森林整備・林業等 振興整備交付金	地域の実状に応じた 実証的造林								
	造林事業へのリモートセンシング技術の 活用実証								
	計								

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 収支精算書

(1) 収入 (単位:円)

区 分	予 算 額			精 算 額	差 引 増 △ 減 額	備 考
	交 付 金 (A)	都 道 府 県 負 担 金 (B)	計 (A) + (B) = (C)			
森 林 整 備 ・ 林 業 等 振 興 整 備 交 付 金				(D)	(D) - (C)	

(2) 支出 (単位:円)

区 分	予 算 額 (A)	精 算 額 (B)	差 引 増 △ 減 額 (B) - (A)	備 考
森 林 整 備 ・ 林 業 等 振 興 整 備 交 付 金				

(注) 間 接 補 助 金 がある場合は、その支払い年月日を備考欄に記載し、該当がない場合は「間接補助金該当なし」と記載すること。

(3) 交付金精算書 (単位:円)

区 分		交 付 金 交 付 決 定 額 (A)	精 算 事 業 費 総 額 (B)	交 付 率 (C) / (B) %	精 算 交 付 金 額 (C)	既 受 領 交 付 金 額 (D)	差 引 交 付 金 未 受 領 (返 還) 額 (C) - (D)	備 考
森 林 整 備 ・ 林 業 等 振 興 整 備 交 付 金	事業費	地 域 の 実 状 に 応 じ た 実 証 的 造 林						
		造 林 事 業 へ の リ モ ー ト セ ン シ ン グ 技 術 の 活 用 実 証						
		小 計						
	附帯事務費	地 域 の 実 状 に 応 じ た 実 証 的 造 林						
		造 林 事 業 へ の リ モ ー ト セ ン シ ン グ 技 術 の 活 用 実 証						
		小 計						
	総事業費	地 域 の 実 状 に 応 じ た 実 証 的 造 林						
		造 林 事 業 へ の リ モ ー ト セ ン シ ン グ 技 術 の 活 用 実 証						
		計						

(注) 1 : 本収支精算書は、別記様式第7号－1の実績報告書に添付すること。
2 : 国庫交付金の不用額が発生した場合は、備考欄に「不用額：〇〇円」と記載の上、その額を備考欄へ記載すること。

別 紙

〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表（都道府県名）

区 分	事業実施 主 体 名	事業費	国庫 交付金	課税方式	仕入に係る 消費税額及び 地方消費税額	国 庫 交付率	消費税仕入 控除税額	消費税 確 定 未確定	備 考
合 計									

- (注) 1 当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（同法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 第13第2項及び第13第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記載すること。
- 4 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、交付金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。
- 5 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

別記様式第1号－3（第5関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第5の規定に基づき、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を申請する。

記

- | | | |
|----------------------|---|--------|
| 1. 事業の目的 | } | 別紙のとおり |
| 2. 事業の内容及び計画 | | |
| 3. 経費の配分及び負担区分 | | |
| | | |
| 4. 事業の完了予定年月日：〇年〇月〇日 | | |
| 5. 添付書類：別添のとおり | | |

- （注） 1 本申請書は森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱別表1の区分の欄に掲げる事業ごとに作成すること。
- 2 「3. 経費の配分及び負担区分」の区分欄については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱別表1の経費の欄に掲げる項目及びそれに対応する金額を記載すること。
- 3 「5 添付書類」については、定款又は寄附行為とともに、当該年度の事業計画、収支計算書及び財産目録並びに積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し、その他参考となる資料を添付すること。ただし、記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

事業名：スマート林業実践対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

☐ 施業集約化の効率化・省力化

※ 取組事項ごとに、次の事項を記載する。

- i) 名称：
- ii) 取組の概要：
- iii) 目標：

☐ 経営の効率性・採算性向上

※ 取組事項ごとに、次の事項を記載する。

- i) 名称：
- ii) 取組の概要：
- iii) 目標：

☐ 需給マッチングの円滑化

※ 取組事項ごとに、次の事項を記載する。

- i) 名称：
- ii) 取組の概要：
- iii) 目標：

☐ 森林情報の高度化・共有化

※ 取組事項ごとに、次の事項を記載する。

- i) 名称：
- ii) 取組の概要：
- iii) 目標：

(作成上の注意点)

- 1 「施業集約化の効率化・省力化」、「経営の効率性・採算性向上」又は「需給マッチングの円滑化」の3つのテーマのうち複数のテーマを実施する場合は、主たるテーマに■を付すこと。
- 2 「取組の概要」は、どのような先端技術をどのような場面で活用し、その結果どのような効果が期待されるのかを具体的に記載すること。
- 3 「目標」は、本取組において達成すべき目標を設定すること。また、目標設定に当たっては、定性的な目標だけでなく、定量的な目標を記載すること。
- 4 全体計画を作成した場合は、交付申請を行う年度に実施する分のみ記載すること。

事業名：林業への異分野の技術等の導入促進事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
〈記載例〉 1. 林業関係者と企業等のマッチング 2. 事業開発支援 3. 事業開発結果の評価及び広報 4. その他、事業の成果を高める活動 5. 過去の事業開発支援の結果に関する調査 6. 事業報告書の作成			

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
エリートツリー等の原種増産技術の開発

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

① スギ等の増殖技術の高度化と実用化の開発

実施時期	具体的な内容	備考

② カラマツの増殖効率の改善

実施時期	具体的な内容	備考

③ 早生樹の増殖技術の高度化と実用化の開発

実施時期	具体的な内容	備考

④ 無花粉スギの生産・増殖効率の改善

実施時期	具体的な内容	備考

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
採種園等の造成・改良等モデル的な取組

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

① 施設型モデル採種園の整備

実施時期	実施場所	具体的な内容	備考

② 多様な森林の整備に資する早生樹や広葉樹の採種園の整備等

実施時期	実施場所	具体的な内容	備考

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
苗木生産技術の向上等事業

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

① コンテナ苗生産未経験者を対象とした研修会の実施

実施時期	具体的な内容	備考

② コンテナ苗生産に新規参入後、間もない事業者を対象とした研修会の実施

実施時期	具体的な内容	備考

③ コンテナ苗生産経験者を対象とした巡回指導の実施

実施時期	具体的な内容	備考

④ 造林者等を対象としたコンテナ苗の植栽に関する研修の実施

実施時期	具体的な内容	備考

⑤ 苗木被害の早期診断等の実施

実施時期	具体的な内容	備考

⑥ その他研修会の実施等

実施時期	具体的な内容	備考

⑦ 種苗の需給情報等を共有する取組

実施事項	具体的な内容	備考

事業名：戦略的技術開発・実証事業
機械・新技術の開発・実証

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 事業内容

(2) 事業実施の年間スケジュール

(3) 検討委員会の構成

事業名：戦略的技術開発・実証事業
ソフトウェア等の開発・実証

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 事業内容

(2) 事業実施の年間スケジュール

(3) 検討委員会の構成

事業名：戦略的技術開発・実証事業

新素材の開発・実証（技術開発又は技術実証）※どちらか該当するものを記載

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 新素材等の技術開発（技術実証）や商品開発 ① 製造技術の改良（実証） ② 試作品の製造・評価 ③ 各種調査	○ 年間スケジュール（予定） ○ 技術の改良（実証）等の内容 ○ 試作品製造・評価の内容 ○ 調査等の項目及び方法		
イ 事務関連 ① 検討委員会の設置・開催 ② 普及啓発・成果発表 ③ 事業報告書の作成	○ 検討委員会の構成 ○ 開催スケジュール ○ 検討内容等 ○ 成果の普及方法 ○ 報告書の構成及び作成部数		

事業名：戦略的技術開発・実証事業
先進的林業機械の実証

1．事業の目的

2．事業の内容及び計画

(1) 事業内容

(2) 事業実施の年間計画

(3) 検討委員会の構成

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
都市の木材利用促進総合対策事業
都市における木材需要の拡大

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 都市における木材需要の拡大の支援に係る事務関係 ① 企画運営委員会の開催 ② 利用拡大の呼び掛け、取組事業者及び実証事業者の公募、審査、選定、通知、公表及び登録 ③ 取組事業者及び実証事業者の進捗管理、指導監督、検査等 ④ 事業報告書の作成・公表及び成果の普及	○ 企画運営委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 具体的なスケジュール ○ 実施体制 ○ 事業の指導・進捗管理方法 ○ 事業報告書の作成部数及び成果の普及方法		
イ 都市における木材需要の拡大の取組の助成			

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

都市の木材利用促進総合対策事業

大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化の技術開発・普及
啓発

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の開催 等	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 事業の指導・進行管理方法		
イ 製品・技術の試験 及び分析	○ 試験・分析項目と手法		
ウ 技術の普及活動の 実施	○ 普及方法		
エ 事業報告書の作成 及び成果の普及	○ 作成部数 ○ 普及方法		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

都市の木材利用促進総合対策事業

顔の見える木材での快適空間づくり事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の開催等	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 事業の指導・進行管理方法		
イ モデル的な取組の実施に必要な経費の助成	○ 助成対象グループの選定方法 ○ 助成金交付等に関する規程の作成 ○ 助成の具体的なスケジュール		
ウ 事業報告書の作成及び成果の普及	○ 作成部数 ○ 普及方法		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

都市の木材利用促進総合対策事業

強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の開催等	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 募集・選定方法 ○ 事業の指導・進行管理方法		
イ 実証に係る建築費及び技術開発費の助成	○ 実証内容 ○ 実証方法 ○ 分析方法		
ウ 大学等と連携した技術の普及	○ 実施回数及び実施時期 ○ 実施内容		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	○ 作成部数 ○ 普及方法		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

C L T ・ L V L 等の建築物への利用環境整備事業

C L T を活用した先駆的な建築物の建設等支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の開催等	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 募集・選定方法 ○ 事業の指導・進行管理方法		
イ 実証に係る設計費・建築費の助成	○ 実証内容 ○ 実証方法 ○ 分析方法		
ウ 協議会が取り組む普及活動等への助成	○ 協議会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 協議項目		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	○ 作成部数 ○ 普及方法		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

CLT建築物等の設計者等育成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の開催等	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 事業の指導・進行管理方法		
イ 育成事業等の実施	○ 実施内容 ○ 実施方法		
ウ 事業報告書の作成及び成果の普及	○ 作成部数 ○ 普及方法		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の開催等	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 事業の指導・進行管理方法		
イ 製品・技術の試験、分析及び検証等	○ 試験、分析及び検証方法と手法		
ウ 技術の普及活動の実施	○ 普及方法		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	○ 作成部数 ○ 普及方法		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 建築用木材供給強化促進事業
 マーケットインによる安定供給体制強化促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 地域協議会等の募集・選定	○ 募集 ○ 選定委員会の開催 ○ 選定		
イ 地域協議会等への助成	○ 各地域協議会等への助成		
ウ 地域協議会等への指導等	○ 助成金交付等に関する規程の作成 ○ 事業管理		
エ 地域協議会等の成果の普及	○ 成果報告会等の開催 ○ 成果のとりまとめ		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 建築用木材供給強化促進事業
 木材加工設備導入等利子助成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 設備導入資金助成計画

区分	金額				備 考
	補助率 1/2	補助率 2/3	全 額	合 計	
国庫補助金					
自己資金					
合 計					

(2) 補助対象職員配置計画

氏名	職名等	備 考
合計 人		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
建築用木材供給強化促進事業
木材加工設備等リース導入支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 助成費	○ 助成台数及び金額		
イ 支援対象選定等事務費	○ 審査委員会の開催回数及び時期 ○ 普及推進に向けた取組の具体的な内容		

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 建築用木材供給強化促進事業
 森林認証材の需要拡大

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 森林認証材の需要拡大

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 協議会の設置・運営	○ 協議会構成員 ○ 開催回数及び開催時期		
イ 森林認証材の需要拡大に向けた取組	○ 具体的な内容		
ウ 事業報告書の作成・公表	○ 成果の取りまとめ ○ 成果の普及方法		

(2) 森林認証取得に向けた合意形成

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 協議会の設置・運営	○ 協議会構成員 ○ 開催回数及び開催時期		
イ 認証取得に向けた合意形成	○ 具体的な内容		
ウ 認証材分別管理マニュアル等の作成	○ 具体的な内容		
エ 事業報告書の作成・公表	○ 成果の取りまとめ ○ 成果の普及方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
 非住宅建築物等木材利用促進事業
 木の建築物の効果検証・発信

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 ○ 事業の指導・進行管理方法		
イ 内外装の木質化等の効果実証	○ 実証事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等 ○ 実証の取組 ○ 支援内容 ○ 具体的スケジュール		
ウ 情報の収集・整理及び木の効果の分析等による見える化	○ 具体的な情報収集・整理・分析方法等		
エ 普及資料の作成・発信及び報告書の作成	○ 普及資料の作成、作成部数 ○ 普及方法 ○ 報告書作成部数		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
 非住宅建築物等木材利用促進事業
 簡易な構造物等の木造化・木質化促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の設置 ・運営	○ 検討委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
イ 簡易な構造物等への木材利用に係る調査・分析及び標準モデルの提案	○ 具体的な調査・分析・提案方法等		
ウ 普及資料の作成・発信及び報告書の作成	○ 普及資料の作成、作成部数 ○ 普及方法 ○ 報告書作成部数		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
 非住宅建築物等木材利用促進事業
 地域における非住宅木造建築物整備推進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 提案公募・審査 ・選定	○ 委員会の構成、委員数 ○ 公募・審査・選定方法		
イ 技術支援等	○ 具体的な支援方法		
ウ 地域間連携促進 ツール作成等	○ 取組事例の収集、分析内容 ○ 作成するツールの内容、成果物のイメージ ○ 相談窓口の体制・対応方法		
エ 成果報告会開催 等の普及活動・報告書作成	○ 成果報告会開催場所、案内先、予定する内容 ○ その他普及方法 ○ 報告書作成部数、配布先		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
事業実施計画の精度向上支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 「地域内エコシステム」の構築に向けて必要な調査、事業計画の策定支援、情報提供、指導・助言等	○ 具体的な調査、事業計画の策定支援、情報提供、指導・助言等の方法		
ウ 事業報告書、リーフレットの作成及び報告会等の成果の普及の実施	○ 事業報告書、リーフレットの作成方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
「地域内エコシステム」技術開発・実証事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 試作装置の設計・製作・改良	○ 具体的な試作装置の設計・製作・改良の内容 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 実証試験・分析	○ 具体的な実証試験・分析の内容 ○ 具体的なスケジュール		
エ 事業報告書の作成	○ 具体的な事業報告書の作成方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
「地域内エコシステム」技術開発等支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 「地域内エコシステム」技術開発・実証事業の事業実施主体が行う取組の指導・助言	○ 具体的な指導・助言等の方法		
ウ 成果の普及・P R等の実施	○ 具体的な成果の普及・P R方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
優良事例の横展開体制整備支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成や技術開発・実証等の事例把握やこれまでの成果・課題に係る要因分析等の実施	○ 具体的な事例把握、分析等の方法 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの構築及び実証運用	○ 具体的な検討方法 ○ 具体的なスケジュール		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及・PRの実施	○ 事業報告書の作成方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及・PR方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」サポート事業
相談・サポート体制の構築

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 相談窓口設置	○ 具体的な実施方法		
イ 相談対応可能な人材育成のための研修会の開催	○ 具体的な実施方法 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 事業報告書の作成及び成果の普及の実施	○ 具体的な事業報告書の作成方法 ○ 具体的な成果の普及方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」サポート事業
木質バイオマス利用促進調査支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 燃料材サプライチェーン実態調査

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインの適切な運用に向けた説明会、現地調査の実施	○ 具体的な説明会、現地調査の実施方法 ○ 具体的なスケジュール		
イ 燃料材の需給情報の収集・分析・提供の実施	○ 具体的な需給情報の収集・分析・提供の方法 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 事業報告書の作成及び成果の普及	○ 具体的な事業報告書の作成方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		

(2) 木質バイオマス熱利用導入及び利用向上可能性調査

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 大気汚染防止法第16条に基づくばい煙測定記録等を活用した、現在のボイラー導入状況の分析及び導入可能性の調査	○ 具体的な調査、収集・分析・整理等の方法 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 国内のボイラーのうち、設計段階の想定よりも燃料利用量が過大となっている等、運用難となっている等の事例についての原因検証	○ 具体的なマニュアル・プログラムの作成方法 ○ 具体的なスケジュール		

エ 事業報告書の作成及び 報告会等の成果 の普及	○ 具体的な事業報告書の作成 方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		
--------------------------------	---	--	--

(3) 蒸気ボイラー導入促進調査

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 産業用熱利用の拡大を図っていく上での課題と対策について調査検討の実施	○ 具体的な調査・分析・整理等の方法 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 事業報告書の作成及び 報告会等の成果 の普及	○ 具体的な事業報告書の作成 方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 利子助成事務 の実施	○ 具体的な実施方法		
イ 利子助成	○ 具体的な実施方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
(1) 木材製品輸出産地育成 木材製品輸出産地育成に係る経費 ① 木材輸出産地の募集・選定 ② 選定した木材輸出産地への支援 ③ 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成 (2) 企業連携型木材製品輸出促進 企業連携型木材製品輸出促進に係る経費 ① 企業連携によるモデル・実証的な木材製品輸出の取組の募集・選定 ② 選定したモデル・実証的な取組への支援			

③ 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成 (3) 国内外における木造技術講習 国内外における木造技術講習に係る経費 ① 海外における木造軸組構法技術講習会の開催 ② 国内における木造技術研修会の開催			
--	--	--	--

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
クリーンウッド普及促進事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
(1) 木材関連事業者の登録の促進に係る経費 ① 事業実施のための運営委員会の開催	○ 開催目的 ○ 実施体制 ○ 委員会の構成員 ○ 主な内容 ○ 実施回数		
② 登録の手続き等を説明するセミナーや個別相談会の開催、個別の働き掛けや登録に向けた指導・助言	○ 実施目的 ○ 実施体制 ○ 主な内容 ○ 実施回数		
(2) 全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動	○ 開催目的 ○ 委員会の構成員 ○ 主な内容 ○ 実施回数		
(3) 一般事業者や消費者に向けたキャンペーン等の普及啓発	○ 実施目的 ○ 実施体制 ○ 主な内容 ○ 実施回数		
(4) 事業報告書の作成	○ 実施目的 ○ 主な内容 ○ 作成部数 ○ 成果の普及方法		

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
広葉樹を活用した成長産業化支援対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 特用林産物に関する情報の収集・分析・提供

①原木需給関連情報の収集・分析・提供

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 企画・検討委員会の開催	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
イ 原木需給関連情報の収集・分析・提供	○ 具体的な実施内容		
ウ 報告書の作成	○ 作成部数		

②きのこ原木生産等の効率化等に関する情報提供

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 企画・検討委員会の開催	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
イ 原木生産やきのこ栽培・木炭生産の効率化のための技術の開発・改良等に関する情報提供	○ 具体的な実施内容		
ウ 報告書の作成	○ 作成部数		

③特用林産物の需給状況等に係る情報の収集・分析・提供

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 企画・検討委員会の開催	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
イ 特用林産物の需給状況等に係る情報の収集・分析・提供	○ 具体的な実施内容		
ウ 報告書の作成	○ 作成部数		

(2) 国産特用林産物の競争力の強化

①国産特用林産物の競争力の強化に向けた調査・実証

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア 企画・検討委員会の開催	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
イ 国産特用林産物の競争力の強化に向けた調査・実証等	○ 具体的な実施内容		
ウ 報告書の作成	○ 作成部数		

②担い手確保及び需要拡大に向けたモデル的取組の支援

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア モデル的取組の募集・選定	○ 事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等		
イ 選定したモデル的取組の支援	○ 具体的な実施内容		
ウ 成果内容の公表	○ 具体的な実施内容		

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
経営モデル実証事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容
ア 有識者委員会の開催及び実証事業者の公募等の実施	
イ 実証事業を行う共同体への助成	
ウ 実証事業の進捗管理、実績整理及び普及展開等の実施	

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
「新しい林業」経営支援事業
森林プランナー育成対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 企画運営委員会の開催等

構成員（所属及び専門分野）	開催回数、 スケジュール	内容等	備 考

(2) 森林施業プランナー育成研修等の実施

ア 新規課題対応型研修の実施

開催場所又は方法	開催時期	参加人数（うち認定森 林施業プランナー数）	備 考

イ 提案型集約化施業一般研修の実施

開催場所又は方法	開催時期	参加人数	備 考

ウ 事業体レベルにおける提案型集約化施業の取組の評価（実践体制評価）の実施

(ア) 実践体制評価委員会の開催

構成員（所属及び専門分野）	開催回数、 スケジュール	内容等	備 考

(イ) 実践体制評価の実施

審査者（所属及び専門分野）	実施回数、 スケジュール	内容等	備 考

(3) 森林経営プランナー育成研修の実施

開催場所又は方法	開催時期	参加人数（うち認定森 林施業プランナー数）	備 考

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
「新しい林業」経営支援事業
林業労働安全強化対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

区分	実施内容
林業労働安全活動促進事業	
林業労働災害撲滅研修事業	
① 林業労働災害撲滅研修事業	
② かかり木作業技術テキスト作成事業	
林業・木材産業全国作業安全運動促進事業	

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
国民参加の植樹等の推進
国民参加による植樹等の推進対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
ア サポート体制構築事業の実施	○ 地域協議会等の公募・選定 ○ 地域協議会等への指導・助言		
イ 企業・NPO等の森林づくりに係るネットワークの構築	○ 企業・NPO等の森林づくりに係る情報発信 ○ 地域間の連携に向けた情報共有 ○ シンポジウム等の開催		

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
 国民参加の植樹等の推進
 全国規模の緑化運動の促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の全国規模の緑化行事の開催

実施項目	事業内容	実施期間	備考
「全国植樹祭」等の事業名を記載	☐ 開催の時期 ☐ 開催の場所 ☐ 具体的な内容 等		

(2) 全国規模の緑化行事を効果的に行うための関連イベント等の実施

実施項目	事業内容	実施期間	備考
全国規模の緑化行事の効果的な実施に資する、民間企業、NPO、緑の少年団等との連携促進・活動の活性化に向けた取組	☐ 実施の目的 ☐ 具体的な内容 等		

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
 国民参加の植樹等の推進
 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 「森林サービス産業」モデル事業の実施	○ モデル事業地域の公募・選定 ○ 各モデル事業地域への支援 ○ 各モデル事業地域におけるワークショップ等の開催		
イ 森林空間利用に係る新産業創出に向けた課題解決型研修会の実施	○ 研修会実施地域の公募・選定 ○ 研修会の実施		
ウ 課題共有・解決のための効果分析・情報発信	○ 検討委員会の設置 ○ 現地調査の実施 ○ シンポジウム等の開催 ○ 事業報告書の作成等		

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
「木づかい運動」の促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 優れた地域材製品等の顕彰事業

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 顕彰運営	○ 実施体制 ○ 具体的方法 ○ 具体的内容		
イ 顕彰の充実 化及び成果の 展開 ① アドバイ ザー制度の 運営 ② 異業種間 の連携促進	○ 実施体制 ○ 具体的方法 ○ 主な内容 ○ 具体的方法 ○ 主な内容		
ウ 情報発信	○ 発信媒体 ○ 具体的方法 ○ 主な内容		

(2) 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 建築物の木 造・木質化等 の機運醸成 ① シンポジ ウム開催 ② 各種メデ ィアによる 広報	○ 実施体制 ○ 具体的方法 ○ 発信媒体及び具体的方法		
イ 身近な木材 利用等の普及 啓発	○ 実施体制		
(ア) デジタル 技術を活用 した情報発 信 ① コンテ ンツの制 作、動画	○ 具体的内容 ○ 発信方法		

広告等の 発信、効果の測定 ・分析等 ② イベント開催	○ 具体的内容		
(イ) 選択的購入に資する製品の付加価値情報の掲載 ① 情報発信の内容と方法・仕組み・展開の検討 ② モデル的な運用	○ 想定する具体的内容 ○ 想定する情報掲載の方法 ○ 想定する具体的内容		
(ウ) ウェブサイト、展示会等による普及啓発活動	○ 具体的内容 ○ 発信方法		
ウ 職場を含む様々な場面での木育活動	○ 実施体制		
(ア) 団体間連携	○ 想定する連携団体等 ○ 具体的方法		
(イ) 木育活動の実践及び木育効果分析 ① 木育活動実践支援 ② 木育効果分析	○ 想定する地域 ○ 具体的内容 ○ 想定する聞き取り対象 ○ 想定する質問内容		

(3) 林福連携で行う優れた地域材製品開発等

実施項目	事業内容	実施期間	備考
林福連携で行う地域材製品開発等	○ 実施体制 ○ 想定する連携団体等 (福祉関係者、林業・木材産業者、デザイナー、地域関係者等)		

ア 優れた地域 材製品の開発	○ 具体的内容 ○ 想定する開発予定の木製品の種類 ○ 障害者等の活躍の場創出等の工夫		
イ 情報発信	○ 具体的内容 ○ 発信方法		

事業名：林業施設整備等利子助成事業

1．事業の目的

2．事業の内容及び計画

3. 経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分			備 考
			国庫補 助 金 (A)	補助事 業者負 担 金 (B)	その他 負 担 (C)	
	円	円	円	円		
合 計						

(注) 1. 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

2. 別表1の経費の欄に掲げる事業ごとに記載すること

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接補助事業者等に対する申立ての場合であって、補助事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号－1（第11関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第11の規定に基づき、申請する。

記（注2）

- （注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- （注2）記の記載要領は、別記様式第1号－1の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様式Ⅰ－1又は様式Ⅱ－1により二段書き（上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書）したものであること。
- （注3）添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第3号－2（第11関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第11の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1） 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2） 記の記載要領は、別記様式第1号－3の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注3） 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第4号－1（第13関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業） 遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第13の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付金事業が予定の期間内に完了しない理由

2 交付金事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

（注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第4号－2（第13関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業） 遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第13の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が予定の期間内に完了しない理由
- 2 補助事業の遂行状況

		事業の遂行状況				備考
区分	総事業費	〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

（注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第5号－1（第14関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第14の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を下記（別紙）のとおり報告する。

（注） 交付金遂行状況は、様式Ⅰ－3又は様式Ⅱ－2によること。

別記様式第5号－2（第14関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号－3の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号-1 (第15 関係)

〇〇年度第〇四半期 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 林野庁長官 殿

(沖縄県においては、内閣府沖縄総合事務局総務部長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
(注2)

記

区分	総事業費	国庫 交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定 年月 日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の 出来高	金額	〇月〇日までの 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1又は別記様式第1号-2の記の「2 事業の内容及び経費の配分」に記載された事項について記載すること。
- 2 第14第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号-2 (第15 関係)

〇〇年度第〇四半期 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 林野庁長官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
(注2)

記

区分	総事業費	国庫補助 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定 年月 日	備考
			金額	出来高	〇月〇日 現在の出来高	金額	〇月〇日現在の 予定出来高	金額	〇月〇日までの 予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-3の記の「3. 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 第14第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号－1（第16第1項関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）〇〇〇円の交付を請求する。

記

- 1 交付金事業の成績
- 2 収支精算

- （注）1 交付金事業の成績及び収支精算の記載は、様式Ⅰ－1及び様式Ⅰ－4又は様式Ⅱ－1及び様式Ⅱ－3によること。
- 2 事業実施主体に消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等以外が含まれる場合には、別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。

別記様式第7号－2（第16第1項関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として補助金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1. 事業の目的
2. 事業の内容及び実績
3. 経費の配分及び負担区分
4. 収支精算
5. 事業完了年月日：〇年〇月〇日
6. 添付書類：別添のとおり

- 注1：実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合は、（また、併せて精算額～）を記載すること。
- 注2：本報告書は当該報告に係る交付申請書ごとに作成し、記載する項目については当該交付申請書に準じて作成すること。
- 注3：添付書類は支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付すること。
- 注4：支払経費以外の資料で提出した時点から変更の無い資料は添付を省略することができる。

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び実績

3. 経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要した経費 (A)+(B)	負担区分			備 考
			国庫補 助 金 (A)	補助事 業者負 担 金 (B)	その他 負 担 (C)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

(注)備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること

4. 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	差引増減額	備 考
国庫補助金 補助事業者負担金 その他負担	円	円	円	
合 計				

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	本年度 精算額	差引 増減額	経費の内訳 (積算基礎)
	円	円	円	
合 計				

別記様式第8号－1（第16第3項関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（1）及び（4）の資料を除き添付不要。）

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」
- （2）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- （3）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （4）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （5）交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分添付すること。

- ・別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・免税業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・交付事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第8号－2（第16第3項関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔

〕
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔

〕

注1：補助金返還相当額の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注2：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合は、5の欄に申告予定時期も記載すること。

注3：当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合の理由の記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

財 産 管 理 台 帳

事業主体名：_____

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名											
事業 区分	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要			
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総事業 費	負 担 区 分				耐 用 年 数	処分制 限年月 日	承 認 年月 日		処分 の 内 容		
									国 庫 補助金	都道 府県 費	市町 村費	その 他							
								円	円	円	円								
	計																		
	計																		
	合 計																		

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 等 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する都道府県の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る都道府県の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

誓約書

年 月 日

〔補助事業者等〕 殿

〔間接補助事業者等〕

住 所

氏名又は名称及び代表者名

〇〇〇〇（間接補助事業者等）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします